

附属資料

附 属 資 料

委員長談話（新体制の活動方針）

- 1 監視委員会の組織・事務概要
 - 1 - 1 組織及び事務概要
 - 1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図
 - 1 - 3 内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図
 - 1 - 4 機構図
 - 1 - 5 組織・事務に係る法令の概要
 - 1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図

- 2 監視委員会の活動実績
 - 2 - 1 告発実施状況一覧表
 - 2 - 2 検査実施状況一覧表
 - 2 - 3 勧告実施状況一覧表
 - 2 - 4 建議実施状況一覧表
 - 2 - 5 取引審査実施状況一覧表

- 3 自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績
 - 3 - 1 日本証券業協会の組織及び業務
 - 3 - 2 日本証券業協会の活動状況一覧表
 - 3 - 3 日本証券業協会機構図
 - 3 - 4 証券取引所の組織及び業務
 - 3 - 5 証券取引所の活動状況一覧表
 - 3 - 6 東京証券取引所機構図
 - 3 - 7 大阪証券取引所機構図
 - 3 - 8 金融先物取引業協会の組織及び業務
 - 3 - 9 金融先物取引業協会の活動状況一覧表
 - 3 - 10 金融先物取引業協会機構図

- 3 - 11 東京金融先物取引所の組織及び業務
- 3 - 12 東京金融先物取引所の活動状況一覧表
- 3 - 13 東京金融先物取引所機構図

委員長談話

- 新体制の活動方針 -

証券取引等監視委員会
平成 13 年 7 月 23 日



目 次

- 1 . 監視委員会の使命
- 2 . 証券市場の現状分析
 - 市場仲介者に対する不信
 - 市場参加者に対する不信
 - 監視当局への不信
- 3 . 新体制の目標
- 4 . 戦略目標
 - 戦略目標その 1 : 悪質な証券会社等の徹底摘発
 - 戦略目標その 2 : 市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃
 - 戦略目標その 3 : 監視委員会のプレゼンスの向上
- 5 . 態勢整備方針
 - 人員の増強
 - 情報収集・分析能力の向上
 - 関係当局との連携
 - 外国当局との連携
 - 個人投資家との連携
- 6 . おわりに

新体制の活動方針

1. 監視委員会の使命

証券取引等監視委員会は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資家の信頼を保持することをその使命としています。そして、私は、市場に対する投資家の信頼を保持することが、証券市場の発展、ひいては国民経済の発展につながるものと考えています。すなわち、国民経済の適切な発展のためには、資金調達・資金運用の場である証券市場が適切に機能することが必要ですが、証券市場が適切に機能し発展するためには、多数の投資家が安心して証券市場に参加できることが必要です。そして、投資家が安心して証券市場に参加できるためには、その大前提として個々の取引の公正が十分に確保されていることが必要なのです。

特に、昨今、我が国経済の再生・発展のためには、銀行システムを中心とした間接金融に加えて証券市場を中心とした直接金融の発展が必要であり、とりわけ、個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとの議論が盛んに行われています。先般の緊急経済対策においても、個人投資家を証券市場に呼び込むための様々な促進策が示されています。しかし、税制などの促進策とともに重要なことは、やはり、投資家の証券市場に対する揺るぎない信頼感を育成することではないかと思えます。なぜなら、証券市場の自由化や国際化がどんなに進んでも、そこでの取引が公正に行われているとの確信がなければ、誰もそのような市場に積極的に参加しようとは思わないからです。

したがって、今、監視委員会が果たすべき責任はこれまでも増して重大なものになっていると考えています。私は、このような時期に委員長に就任した意義と重要性を再認識し、当委員会に課せられた使命の遂行に全力を挙げて取り組みます。

2. 証券市場の現状分析

では、我が国証券市場に対する投資家の信頼感は保持されているのでしょうか。残念ながら、私は自信をもって肯定することはできません。なぜなら、我が国証券市場には、大きく分けて、次の「三つの不信」が存在しているからです。

- 市場仲介者に対する不信

まず、個人投資家には、証券会社やその役員・職員に対する根強い不信があるように思われます。例えば、証券会社は、専ら手数料を稼ぐためだけに不必要な短期売買を薦めているのではないかとの不信感や、デリバティブを組み込むなどした複雑な商品売り付けて個人投資家に損をさせているのではないかとの不信感、あるいは、一部の特定顧客だけを、新規公開株を割り当てるなどして儲けさせているのではないかとの不信感があるように思われます。

証券会社は投資家と市場をつなぐ市場仲介者として、証券市場において極めて重要な役割を担っています。この市場仲介者に対する信頼感がなければ、個人投資家が積極的に証券市場に参加することはないでしょう。しかしながら、残念なことに、証券会社やその役員・職員による法令違反行為は跡を絶たず、もう何十年にもわたって同じような違反行為が繰り返されているのが現状ではないかと思われます。

- 市場参加者に対する不信

次に、個人投資家には、一部の市場参加者に対する不信感もあると思われます。つまり、我が国の証券市場は、いわゆる仕手筋といわれる勢力や、海外ファンドに代表される外国勢力など、マーケットのプロに操られていて、素人の自分が投資をしても、そういった勢力にうまく利用されて損をするだけではないかとの不信感があると思われます。さらに、企業の役員など一般の人が知らない情報を持っている者だけが、不当に利益を得ているのではないかとの不信感もあるように思われます。

証券市場は、不特定多数の市場参加者によって成り立っていますが、一部の市場参加者が、他の多くの市場参加者を欺くようなかたちで不当に利益をあげることが許されるような市場には、個人投資家が安心して参加することはないでしょう。

- 監視当局への不信

「三つの不信」の最後の不信として、我々監視当局への不信があると思われます。冒頭に述べたように、監視委員会は取引の公正の確保を図り、投資家の市場に対する信頼を保持することを使命として平成4年に設立されました。設立以来これまで合計36件の刑事告発や、188件の勧告を行うなど、与えられた使命の遂行に努めてきました。その一方で、人数やノウハウ不足のために、不正を見逃しているのではないかとの不信感や、社会的問題になっている事案に迅速に対応できていないのではないかとの不信感があることも事実だと思います。

監視当局に求められるのは、市場において不正が行われれば確実に摘発

し、それによって、不正を行えば摘発されると思わせる存在感を示すことだと考えていますが、監視委員会の人員は現在約 250 名で、体制・存在感ともまだまだ十分なものとは言えません。我々の組織の名前すらあまり知られていない現状では、監視委員会に対する信頼を得ることは困難ですし、個人投資家が安心して証券市場に参加することはできないでしょう。

私は、我が国証券市場を取り巻くこのような現状を真摯に受け止め、また、これらを冷静に分析し、以下に述べる方針に従ってこれからの活動を展開していきたいと考えています。

3．新体制の目標

まず、私は、個人投資家の保護に全力を挙げることを新体制の大きな目標とします。個人投資家保護を目標にするのは、単に、緊急経済対策などで個人投資家の証券市場への参加が重要と言われているからだけではありません。先に述べた現状分析を踏まえれば、証券会社やプロの投資家などに比べて相対的に情報や資力の面で弱い立場に立たされている個人投資家の保護に万全を期すことこそが、市場に対する投資家の信頼保持という我々の使命を最も効果的に果たすことにつながると考えるからです。

さらに、個人投資家という保護すべき客体を明確にすることにより、委員会職員が、自分たちは一体誰のために活動すべきなのかを自覚し、個人投資家のニーズに敏感に対応することに役立つと考えるからです。

なお、ここで私が言う「個人投資家」は、言うまでもなく、一般の善良な個人投資家、又は、これから市場に参加しようと考えている善良な潜在的個人投資家を意味しています。いくら個人投資家であっても、不正な行為で他の個人投資家に害を及ぼす者たちは我々の保護の対象ではなく、むしろ摘発の対象です。我々は、あくまで善良な個人投資家の保護に万全を期すことで、いわば、正直者が馬鹿を見ない市場の実現を目指す方針です。

4．戦略目標

私は、個人投資家保護という大きな目標を達成するため、次のより具体的な三つの目標を設定しました。これらは、証券市場の現状の問題点を踏まえて設定した、いわば個人投資家保護のための戦略目標です。

- 戦略目標その1：悪質な証券会社などの徹底摘発
まず、検査などを通じて、個人投資家の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、悪質な市場仲介者の徹底摘発を図ります。そもそも、証券会社やその役員・職員には、顧客である投資家に対して誠実かつ公正に業務を行わなければならない義務が法令上課されており、また、投資家の利益を害する様々な行為が禁止されています。証券会社の免許制が登録制に移行してから、証券ビジネスへの参入が容易になりましたが、証券会社の中には、こうした法令上の義務などを遵守しようという意識が著しく低いところや、十分な内部管理体制をとっていないところがあります。したがって、そうした証券会社については、検査などで厳しく問題点を指摘し、必要な処分を金融庁などに求めていきます。その結果として、市場からの退出を余儀なくされる証券会社が出てくることもやむを得ないと考えています。
- 戦略目標その2：市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃
次に、相場操縦やインサイダー取引など、多数の個人投資家を欺き、証券市場の公正性を損ねるような証券犯罪については、その一掃を目指して犯則事件の調査などに取り組んでいきます。特に、相場操縦については、価格形成という市場のもつ最も重要な機能そのものを破壊する悪質な行為であり、厳正に対処していきます。いわゆる仕手筋による大規模な相場操縦案件についても、人員の重点配置などを行うことにより、積極的に摘発していく方針です。
- 戦略目標その3：監視委員会のプレゼンスの向上
また、監視委員会のプレゼンスを向上させるとの観点から、単に、不正行為の摘発実績をあげるだけでなく、個人投資家のニーズや社会的関心に的確に応えるタイムリーな摘発を、迅速に行うよう努めていきます。さらに、監視委員会の存在自体が、不公正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会の認知度の向上と、その活動の広報に特に注意を払っていきたいとも考えています。

5. 態勢整備方針

こうした戦略目標を達成するためには、監視委員会の取組態勢を強化する必要があります。私は次のような方針にしたがって、総合的な態勢整備を図っていきたいと考えています。

- 人員の増強

現在、監視委員会には、財務局などの地方の監視部門も含め約 250 名の人員がいます。しかし、先に述べた戦略目標を達成し、個人投資家の保護に万全を期すためには、さらに人員を増強することが必要だと考えています。特に、最近では、EB（他社株券償還特約付社債券）をはじめとする新商品の出現やインターネットの急速な普及など、個人投資家保護の観点から重大な関心を払うべき状況が生じています。こうした新たな状況に対応するためにも、引き続き、関係部局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努めていく必要があります。

- 情報収集・分析能力の向上

効果的かつ効率的な検査・調査などを実施するためには、職員数の多寡にかかわらず、個々の職員の能力を最大限高めることが必要です。特に、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応するためには、まず、情報収集能力の向上を図ることが不可欠であり、さらに、収集した情報を分析する能力の向上を図ることも必要です。そして、こうした監視委員会の情報収集・分析能力の向上は、既存の職員に対しては研修などを通じて対応する必要があると考えていますが、こうした努力に加え、デリバティブ・ディーラーのような民間実務経験者の採用をさらに拡充するなど、外部の英知を積極的に活用することによっても対応していきたいと考えています。また、虚偽記載の疑いがある有価証券報告書を自動的に抽出するシステムの開発など、業務の効率化についても積極的に推進していきます。

さらに、人員の増強が実現した場合には、十分な経験を持たない職員が増えることも予想されることから、経験豊かな職員のノウハウなどを、組織全体として効率的に共有・活用できるような仕組みも整備していきたいと考えています。

- 関係当局との連携

米国の証券取引委員会（SEC）のような証券規制に関する権限を一元的に有する機関を、我が国にも造るべきだとの議論が行われています。より望ましい組織のあり方について議論されることは常に必要なことではありますが、私は、証券規制に関する権限が複数の機関に分かれている現状の下では、監視委員会が、どうすればこれらの機関とともに最も効果的に機能し、その使命を果たすことができるかを考えるのが当面の課題ではないかと思っています。重要なことは、個人投資家保護のための万全の態勢を構築することであり、そのためには、関係機関がこれまで以上に十分な連携をとることが必要だと考えています。そして、監視委員会としても、こ

うした連携のイニシアチブを積極的にとっていくことが必要だと考えています。例えば、金融庁検査局と同時検査を実施することをはじめとして、必要な法改正を金融庁に提言するなど、望ましい制度の実現にも積極的に関与していく方針です。

- 外国当局との連携

また、国内の関係当局だけでなく、外国の規制当局とも緊密な連携をとっていく方針です。金融取引のグローバル化やインターネットの発展を背景に、一国だけでは対応しきれない問題が数多く生じてきています。例えば、外国にあるサーバーを経由させるなどして、風説の流布の疑いのある情報をインターネットに流す事案や、海外にある証券会社や投資ファンドを経由させて、相場操縦の疑いのある取引を行う事案がありますが、このような形の不正行為についても、外国当局と十分な連携をとることによって漏らさず把握していく方針です。

- 個人投資家との連携

私は、最も効果的な投資家保護策は、自衛できる個人投資家の育成ではないかと考えています。我々の活動はあくまで事後的な監視活動であり、仮に、違法行為に巻き込まれて個人投資家が被害を被っても、その個別の被害を救済することはできません。また、我々が全ての違反行為を摘発することも現実には不可能です。したがって、不公正取引に巻き込まれないためには、各々の個人投資家が、株式投資や証券市場の特性などについて十分に学習、理解し、自己防衛を図ることが必要だと考えています。

このような考えに立ち、我々は、個人投資家の自衛努力の支援にも力を入れていきたいと考えています。例えば、ホームページなどを通じて、個人投資家の皆さんに調査などの端緒となる情報の積極的な提供を呼びかけたり、また、過去の法令違反事例などを踏まえた投資の際の留意事項など個人投資家の皆さんの役に立つ情報の積極的な提供も行っていきたいと考えています。さらに、証券業協会や証券取引所などの自主規制機関に対しては、積極的な投資家教育への取組を働きかけていきたいと考えています。

6. おわりに

私は、以上のような活動方針にしたがって、目標として掲げた個人投資家の保護に全力をあげていきたいと考えています。

なお、新体制の発足にあわせて、監視委員会ホームページを刷新しました。我々は、ホームページを個人投資家支援のための戦略的ツールと位置づけ、先

ほど述べたように、個人投資家の積極的な情報提供を促すよう配慮するとともに、個人投資家の役に立つ情報の提供にも配慮していきたいと考えています。さらなる充実を図っていきたいと考えていますので、皆さんに幅広く利用されることを期待しています。

また、今回、監視委員会のロゴマークも刷新しました。金色と銀色の二つの楕円が重なり合うデザインになっており、また、“for investors, with investors”というキャッチフレーズも入っています。二つの楕円の重なりは、監視委員会が監視している証券市場と金融先物市場を表現するとともに、監視委員会と関係当局との連携、海外当局との連携、さらに、投資家の皆さんとの連携を表しています。そして、このキャッチフレーズには、投資家のためにある、そして、投資家とともにある監視委員会の実現を目指していこうとする我々の強い気持ちが込められています。

平成 13 年 7 月 23 日

証券取引等監視委員会委員長
高橋武生

新体制の活動方針 —ポイント—

証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission



〈監視委員会の使命〉

監視委員会の使命は、

- ・取引の公正の確保を図り
- ・市場に対する投資者の信頼を保持することである。



直接金融市場の発展が求められている現在、監視委員会の果たすべき役割は、これまでも増して重要なものになっていると認識

〈証券市場に対する信頼は保持されているか？〉
現状分析→3つの不信

・市場仲介者に対する不信

個人投資家は、証券会社やその役員・職員に対して、手数料稼
ぎに利用されたり、複雑な商品を売り付けられて損をさせられ
るのではないかとの不信感や、一部の特定顧客だけ儲けさせて
いるのではないかとの不信感を有している。

・市場参加者に対する不信

個人投資家は、我が国証券市場が、いわゆる仕手筋や外国勢力
など市場のプロに操られていて、自分が投資をしても損をする
だけではないかとの不信感や、企業等の内部情報を知っている
者だけが不当に利益を得ているのではないかとの不信感を有し
ている。

・監視当局への不信

監視当局の体制・ノウハウが不十分であり、不公正な取引が見
逃されているのではないかとの不信感や、社会的問題になっ
ている事案に対し、迅速に対応していないのではないかとの不信
感があることも事実。



『個人投資家』の信頼が低いのが現状

〈新体制の目標〉

こうした現状を踏まえ、

個人投資家の証券市場に対する不信感の解消

を図るため、

個人投資家の保護に全力を尽くす

ことを新体制の最大の目標とする。

〈戦略目標〉

この目標を達成するための戦略目標は以下のとおり。

・悪質な証券会社などの徹底摘発

個人投資家の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、悪質な市場仲介者の徹底摘発を図る。

・市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃

相場操縦やインサイダー取引など、多数の個人投資家を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。いわゆる仕手筋による大規模な相場操縦についても積極的に摘発する。

・監視委員会のプレゼンスの向上

また、単に摘発実績をあげるだけでなく、個人投資家のニーズや社会的関心に的確に応えるタイムリーな摘発を、迅速に行うよう努める。さらに、監視委員会の存在自体が、不公正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレゼンスの向上を図る。

〈態勢整備方針〉

戦略目標達成のため、以下の態勢整備を図る。

・人員の増強

戦略目標達成のためには、まず第一に人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

・情報収集・分析能力の向上

市場における様々な動きを迅速かつ的確に把握するため、情報収集・分析能力の向上を図る。

そのため、研修などにより内部職員の能力向上に努めるとともに、民間実務経験者を採用するなど外部の英知も積極的に活用する。電算システムの開発により業務の効率化も推進する。

・関係当局との連携

これまで以上に、金融庁や財務局などと緊密に連携し、効果的な職責の遂行に努める。また、必要と思われる法改正につき金融庁に対し積極的に提言するなど、望ましい制度の実現にも積極的に関与していく。

・外国当局との連携

金融取引のグローバル化やインターネットの発展のなか、一国だけでは対応できない問題も多い。例えば、インターネットを利用して風説の流布の疑いのある情報を流したり、外国の投資ファンドなどを経由させて相場操縦の疑いのある取引を行う例があるが、こうした取引についても、外国当局と緊密に連携をとることで漏らさず把握していく。

・個人投資家との連携

委員会ホームページの改善などを通じ、投資家からの積極的な情報提供を呼びかけるとともに、投資家の自衛努力をサポートする態勢を整備する。

ホームページの刷新

監視委員会ホームページを、個人投資家支援のための戦略的ツールとして位置づけ、利用しやすく全面リニューアル。

主な改善点

- ・ 利用しやすいレイアウト
- ・ 投資の際の留意点など、投資家サポート情報の充実
- ・ 委員会によく寄せられる質問とその答えを公開（FAQs）
- ・ 情報受付窓口を充実し、端緒発見機能の向上を図る

新しいロゴマーク

ロゴマーク本体 



"for investors, with investors"

ホームページ上で、通常の状態では上記のロゴが表示されるが、マウスポインタを重ねると、下のフレーズが現れる。

*an independent
agency for investors,
with investors*

（投資家のためにあり、投資家とともにある、独立した組織）

- ・ 二つの楕円は、監視対象である証券市場と金融先物市場を表現するとともに、監視委員会と、関係当局との連携、海外当局との連携、さらに、投資家との連携を表現
- ・ “for investors, with investors”のキャッチフレーズは、投資家のためにある、そして、投資家とともにある組織を目指そうとする監視委員会の決意を表現

1 監視委員会の組織・事務概要

1 - 1 組織及び事務概要

(1) 監視委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、さらに各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という）案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、6月5日に法律第73号として公布、7月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、わが国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管されている。

(3) 事務概要

監視のための3つの事務

監視委員会が行う監視事務は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の3つに分かれる。

イ 検査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された検査権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者

等に対して臨店等により検査を行う。

ロ 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ハ 犯則事件の調査

証取法、外証法又は金先法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

イ 勧告

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置

について、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ 建議

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

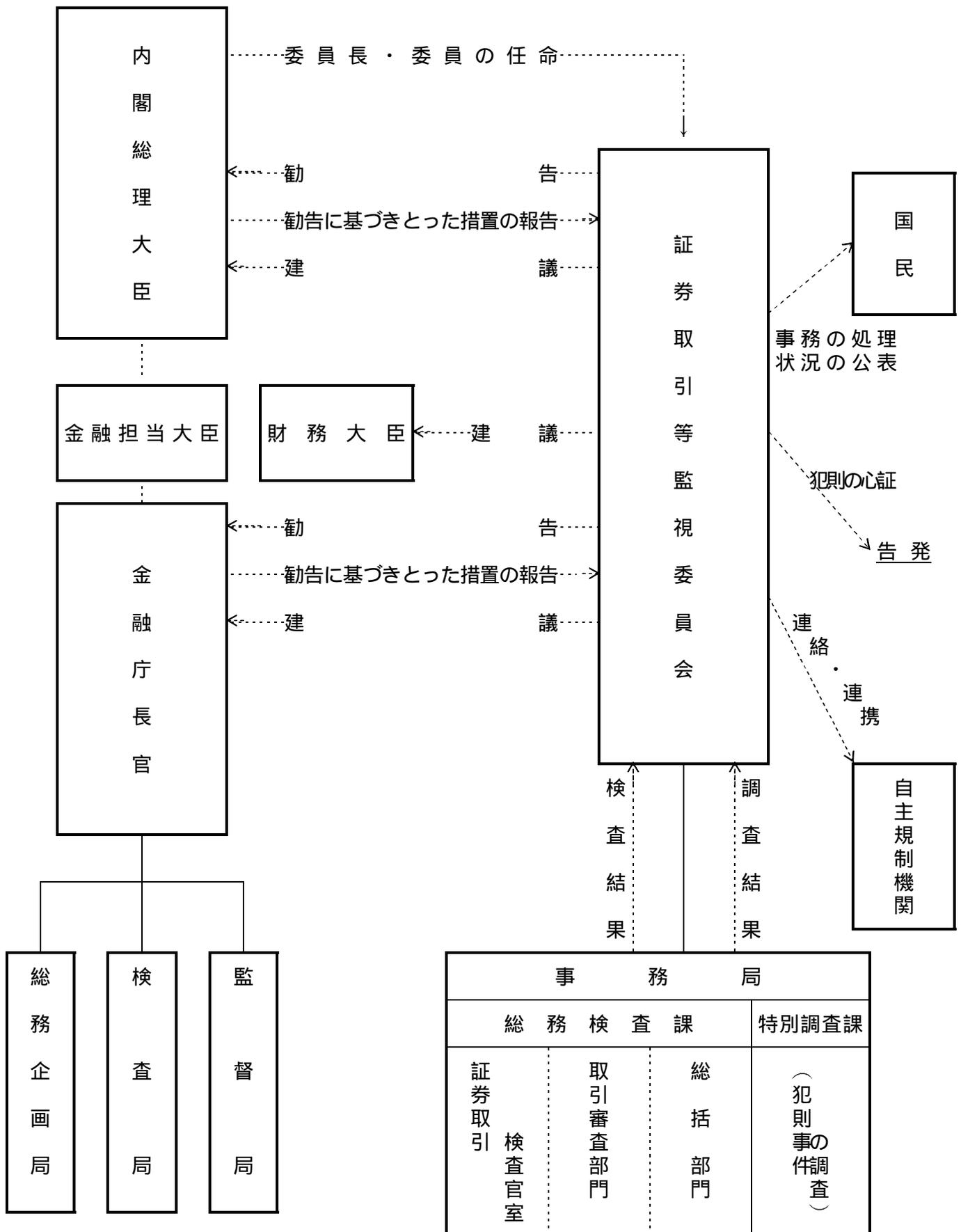
告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

事務の処理状況の公表

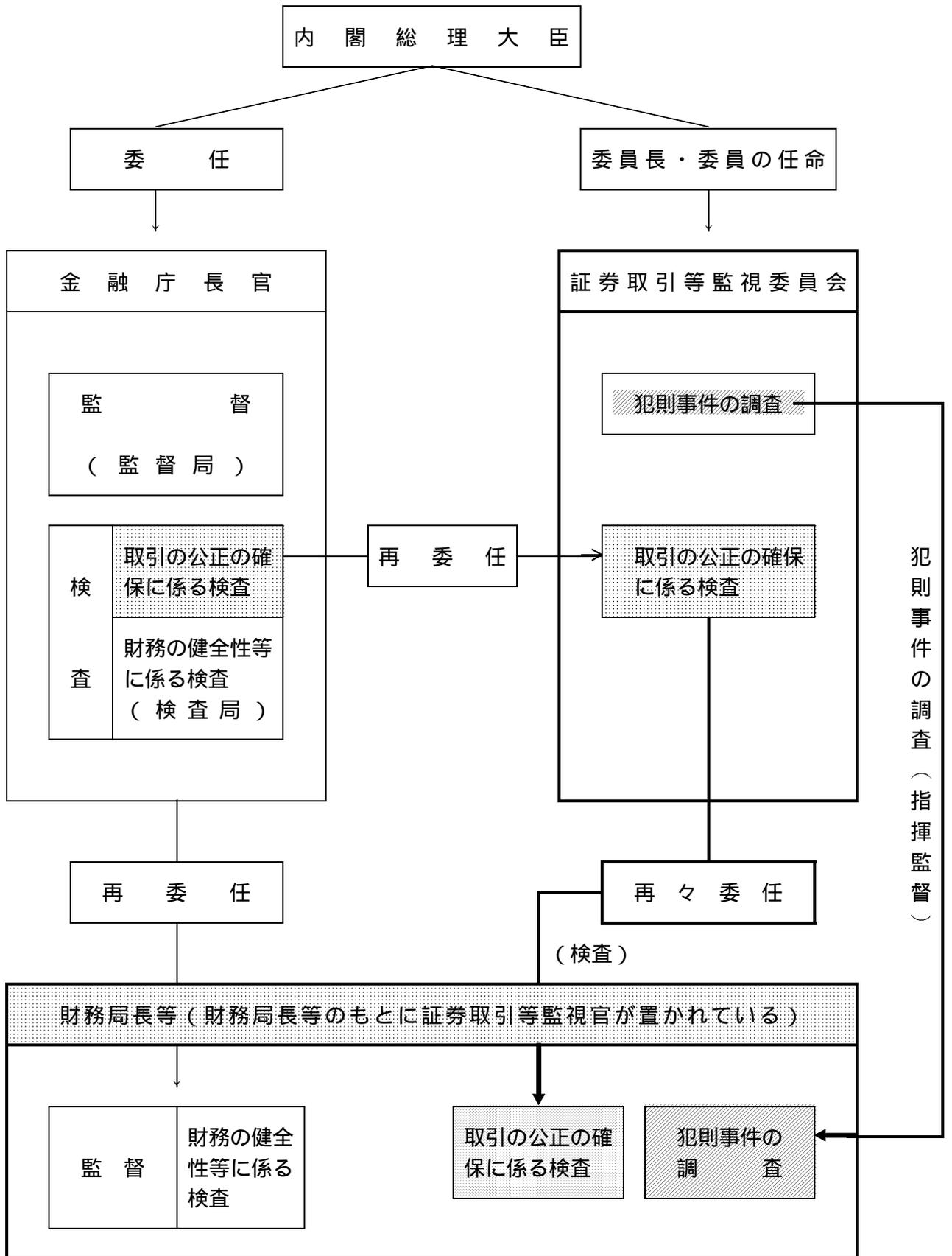
監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1 - 2 証券取引等の監視体制の概念図



(注) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。

1 - 3 内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図

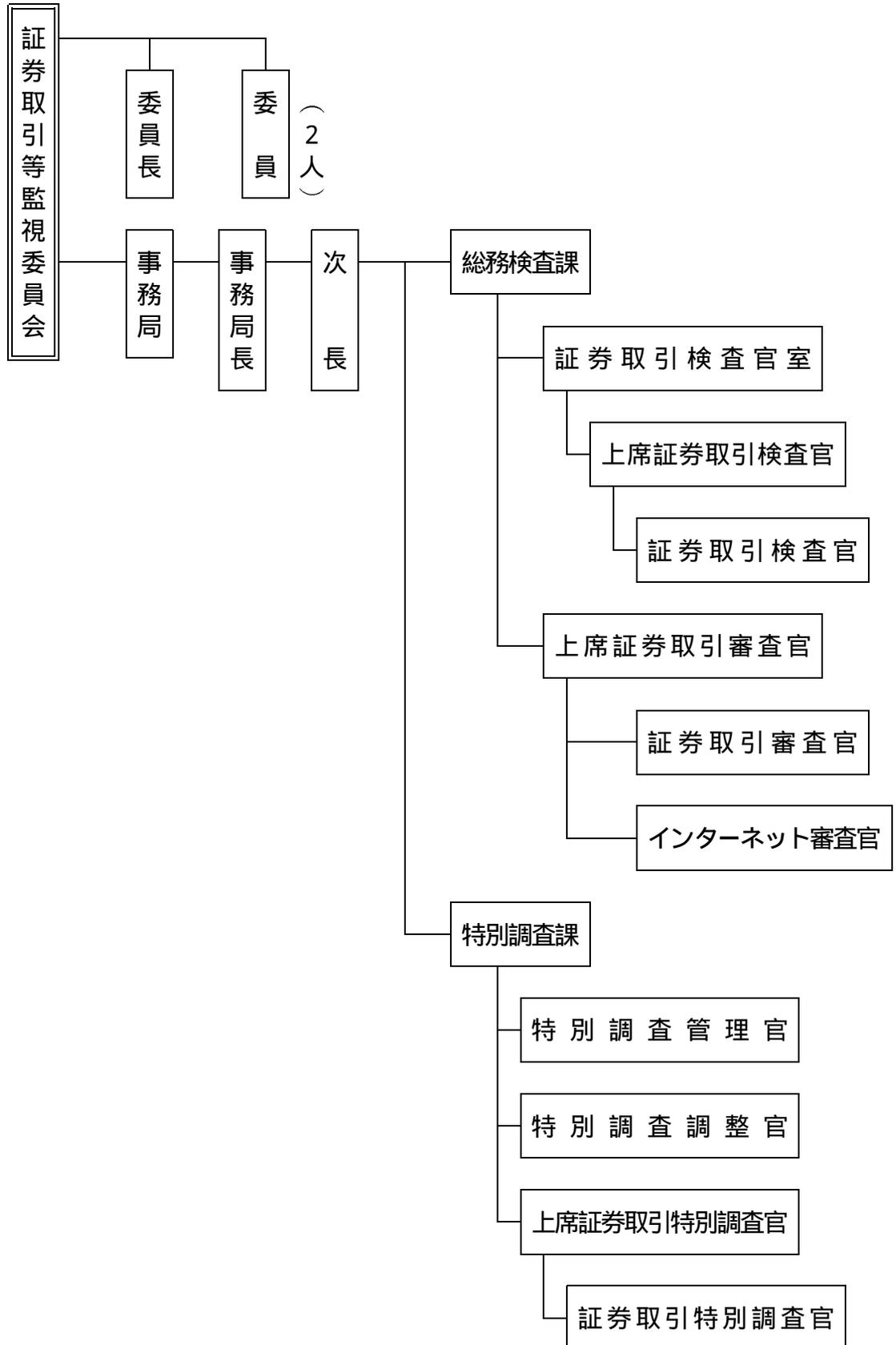


(注) 犯則事件の調査については、監視委員会職員の固有の権限である。

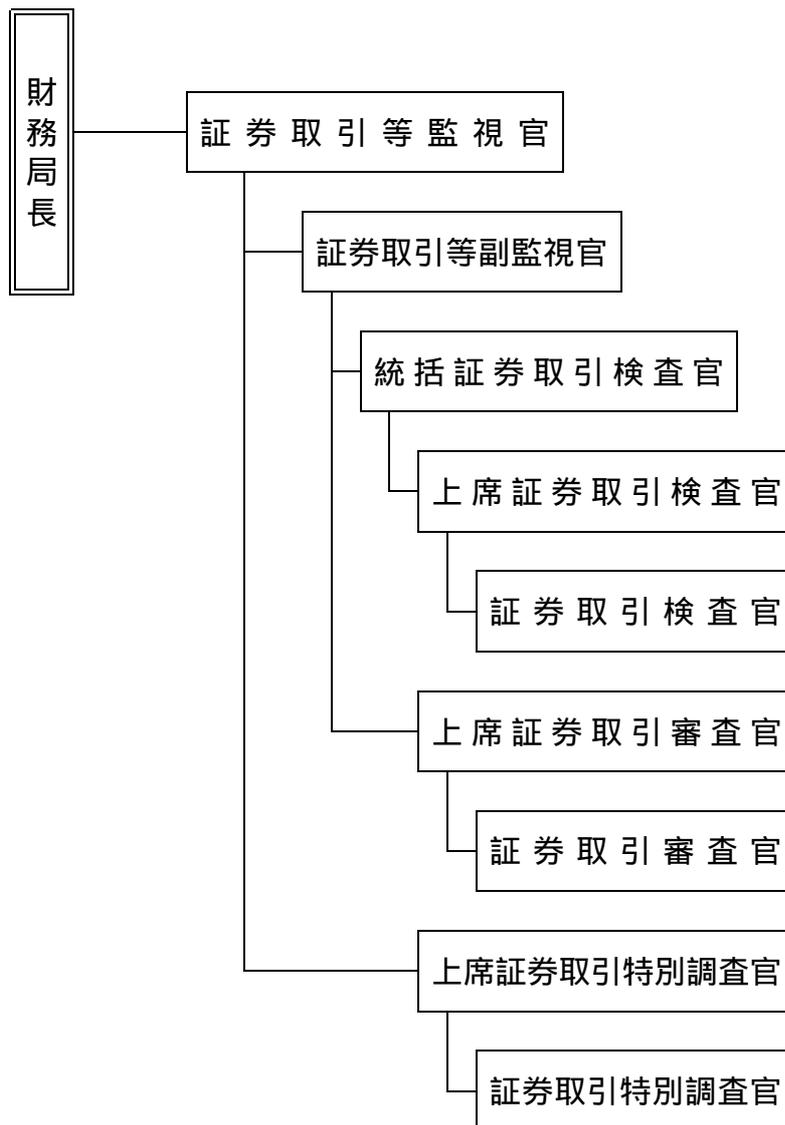
- ・任意調査権限 (証取法第 210条、外証法第53条、金先法第 106条)
- ・強制調査権限 (証取法第 211条、外証法第53条、金先法第 107条)

1 - 4 機構図

1 監視委員会の機構図



2 財務局の機構図（関東財務局）



1 - 5 組織・事務に係る法令の概要

1 監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|------|---------------|
| 第4条 | 金融庁の所掌事務 |
| 第6条 | 監視委員会の設置 |
| 第8条 | 監視委員会の所掌事務 |
| 第9条 | 委員長及び委員の職権の行使 |
| 第10条 | 監視委員会の組織 |
| 第11条 | 委員長 |
| 第12条 | 委員長及び委員の任命 |
| 第13条 | 委員長及び委員の任期 |
| 第14条 | 委員長及び委員の身分保障 |
| 第15条 | 委員長及び委員の罷免 |
| 第16条 | 委員長及び委員の服務等 |
| 第17条 | 委員長及び委員の給与 |
| 第18条 | 会議 |
| 第19条 | 事務局 |
| 第20条 | 勧告 |
| 第21条 | 建議 |
| 第22条 | 事務の処理状況の公表 |

2 検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

(1) 検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の委任規定は、以下のとおりである。

〔証 取 法〕

| 委 任 規 定 | 検査及び報告・資料の徴取の対象 |
|--------------------------|---|
| 第 194条の 6 第 2 項 第 1 号 | 証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社 |
| 第 194条の 6 第 2 項 第 2 号 | 登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社 |
| 第 194条の 6 第 2 項 第 3 号 | 日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者 |
| 第 194条の 6 第 2 項 第 4 号 | 証券取引所、上場有価証券の発行者 |
| 第 194条の 6 第 2 項 第 5 号 | (外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合) |

〔外 証 法〕

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 第42条第 2 項 | 外国証券会社、外国証券会社の支店と取引をする者、特定法人等 |
|-----------|-------------------------------|

〔金 先 法〕

| | |
|----------------|--------------------------|
| 第92条第 2 項第 1 号 | 金融先物取引所及びその会員 |
| 第92条第 2 項第 2 号 | 金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者 |
| 第92条第 2 項第 3 号 | 金融先物取引業協会 |

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証券会社

証取法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項第 1 号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第 3 8 条第 1 項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-------------|--|
| 第29条の2第1項 | 認可の条件 |
| 第32条第1項・第2項 | 取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止 |
| 第37条 | 取引所有価証券市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様(自己・委託)の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為(断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等) |
| 第42条の2 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘(適合性の原則)等を行う義務 |
| 第44条 | 投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為 |
| 第45条 | 証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為 |
| 第46条 | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限 |
| 第61条第1項 | 日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務 |
| 第129条 | 呑行為の禁止 |

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| 第130条第1項 | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第163条、第164条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条の2 | 類似市場の開設等の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

□ 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第1項及び第2項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社国内支店、その支店と取引を行う者及び特定金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

八 登録金融機関

証取法第194条の6第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証 取 法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----|-----------|
| | |

| | |
|--------------------|--|
| 第65条の2第4項 | 認可の条件 |
| で準用する第29条 の2第1項 | |
| 第65条の2第5項 | |
| で準用する | |
| 第37条 | 取引所有価証券市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等） |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |
| 第61条第1項 | 日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務 |
| 第65条の2第6項 | |
| で準用する | |
| 第42条の2 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第129条 | 呑行為の禁止 |
| 第130条第1項 | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第163条、第164 条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |

| | |
|-------|--------------------------------|
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

二 証券業協会及び証券取引所

証取法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項第 3 号、第 4 号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第 3 項に、証券取引所については同条第 4 項に規定されている。

具体的には、証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やルールの違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証 取 法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|-----------------|--|
| 第32条第 1 項・第 2 項 | 取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止 |
| 第37条 | 取引所有価証券取引市場外での取引の禁止 |
| 第38条 | 取引態様（自己・委託）の事前明示義務 |
| 第39条 | 向い呑みの禁止 |
| 第40条 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条 | 禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等） |
| 第42条の 2 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第43条 | 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務 |
| 第44条 | 投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為 |

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| 第45条 | 証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為 |
| 第46条 | 引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限 |
| 第129条 | 呑行為の禁止 |
| 第130条第1項 | 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第157条 | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第162条 | 空売り等政令に違反する行為の禁止 |
| 第163条、第164条 | 上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |
| 第165条 | 上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

ホ 金融先物取引所会員

金先法第92条第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金 先 法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|------|--------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第45条 | 過大な件数の取引等の制限 |

| | |
|---------|-------------------------------|
| 第47条第1項 | 金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

へ 金融先物取引業者

金先法第92条第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金 先 法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------|-------------------------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第57条第1項 | 許可の条件 |
| 第68条 | 広告の規制 |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第70条 | 受託契約に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第71条 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 吞行為の禁止 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

ト 金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第1項及び第2項第1号及び第3号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第9条第1項に、金融先物取引業協会については同条第4項に規定されている。

具体的には、金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、これらの規定やルールの違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金 先 法〕

| 条 項 | 規 定 の 概 要 |
|---------|-------------------------------|
| 第44条 | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第45条 | 過大な件数の取引等の制限 |
| 第47条第1項 | 金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務 |
| 第57条第1項 | 許可の条件 |
| 第68条 | 広告の規制 |
| 第69条 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第70条 | 受託契約に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第71条 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 吞行為の禁止 |
| 第74条 | 金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等） |
| 第91条の2 | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 虚偽の相場の公示の禁止 |

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

| 根 拠 規 定 | 犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限 |
|---------|---------------------|
| | |

| | |
|---------------------------------|---|
| 証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条 | 犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限 |
| 証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条 | 裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限 |

犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

| 条 項 | 行 為 者 | 規 定 の 概 要 |
|-----------|--------|------------------------------|
| 第5条、第24条等 | 発 行 者 | 有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等 |
| 第23条の3等 | 発行登録者 | 発行登録書等の提出義務等 |
| 第27条の3等 | 公開買付者 | 公開買付届出書等の提出義務等 |
| 第27条の23等 | 大量保有者 | 大量保有報告書等の提出義務等 |
| 第29条の2 | 証券会社等 | 証券会社に対する認可の条件 |
| 第40条 | 証券会社等 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第41条 | 証券会社等 | 取引報告書の作成、顧客への交付義務 |
| 第42条の2 | 証券会社等 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| 第157条 | 何 人 も | 不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等 |
| 第158条 | 何 人 も | 相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止 |
| 第159条 | 何 人 も | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第161条第1項 | 取引所会員等 | 証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限 |
| 第163条、第16 | 会社役員等 | 役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 4 条 | | |
| 第165条 | 会社役員等 | 役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等 |
| 第166条 | 会社関係者等 | 会社関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第167条 | 公開買付者等 関係者等 | 公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止 |
| 第168条 | 何人も | 虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止 |
| 第169条 | 何人も | 対価を受けた証券記事等の制限 |
| 第170条 | 何人も | 募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 |
| 第171条 | 有価証券の不 特定多数者向 け勧誘等をす る者等 | 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止 |

〔外証法〕

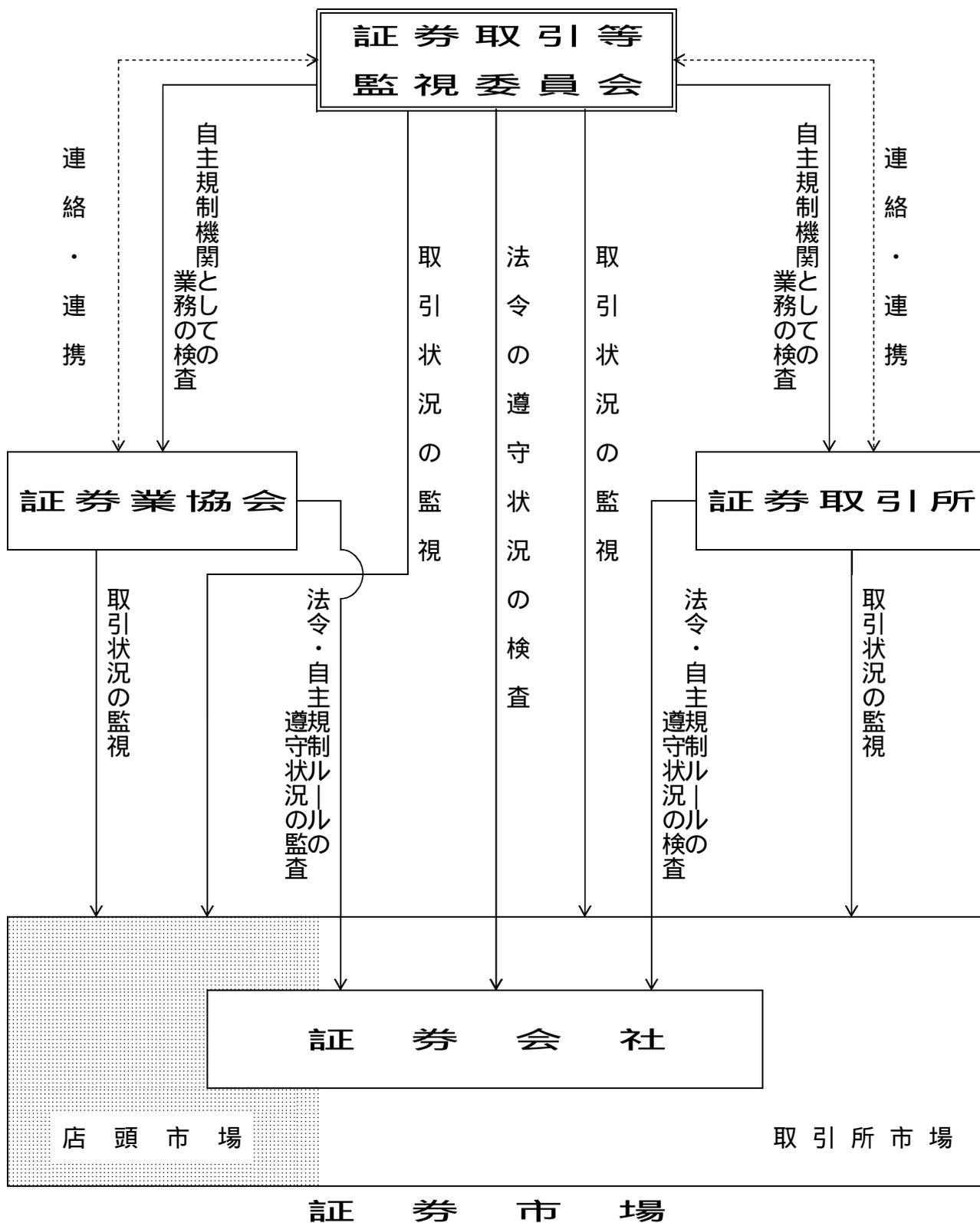
| 条 項 | 行 為 者 | 規 定 の 概 要 |
|--------|--------|-----------------------------|
| 第7条第3項 | 外国証券会社 | 証券会社に対する認可の条件 |
| 第14条 | 外国証券会社 | 先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| | 外国証券会社 | 取引報告書の交付義務 |
| | 外国証券会社 | 損失保証・損失補てん等の禁止 |
| | 等 | |

〔金先法〕

| 条 項 | 行 為 者 | 規 定 の 概 要 |
|---------|-------|--------------|
| 第44条 | 何人も | 相場操縦的行為の禁止 |
| 第45条 | 取引所会員 | 過大な件数の取引等の制限 |
| 第57条第1項 | 金先業者 | 許可の条件 |

| | | |
|--------|---------|----------------------------|
| 第68条 | 金 先 業 者 | 広告の規制 |
| 第69条 | 金 先 業 者 | 受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務 |
| 第71条 | 金 先 業 者 | 成立した取引に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第72条 | 金 先 業 者 | 委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務 |
| 第73条 | 金 先 業 者 | 呑行為の禁止 |
| 第91条の2 | 何 人 も | 受託等のための不正行為の禁止 |
| 第91条の3 | 何 人 も | 虚偽の相場の公示の禁止 |

1 - 6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図



(注) 金融先物取引についても同様である。

2 監視委員会の活動実績

2-1 告発事件一覧表

1. 告発件数一覧表

(単位：件)

| 区 分 | 4～7事務年度 | 8事務年度 | 9事務年度 | 10事務年度 | 11事務年度 | 12事務年度 |
|------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 告発件数 | 6 | 5 | 7 | 6 | 7 | 5 |

2. 告発事件の概要一覧表

| 事件 | 告発年月日 | 関係条文 | 事 件 の 概 要 | 判決 |
|----|---------|--|---|--|
| 1 | 5. 5.21 | 証取法第 125条 第 1 項、第 2 項 等 (相場操縦) | 日本ユニシス株式の価格を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (行為者)不動産会社社長 金融業者役員 | 6.10. 3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 金融業者役員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) |
| 2 | 6. 5.17 | 証取法第 197条第 1 号の 2 同法第 207条第 1 項等 (有価証券報告書 虚偽記載) | (株)アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者)当該会社社長、役員 | 公判係属中 (東京地裁) |
| 3 | 6.10.14 | 証取法第 166条第 1 項、第 3 項 同法第 200条第 6 号等 (内部者取引) | 日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生 (重要事実) を知り、同社株式を売り抜け。 (行為者)会社役職員 取引先職員 医師 (第一次情報受領者) | 6.12.20 (大阪簡裁) 会社役職員・取引先職員24名 罰金20～50万円 (略式命令) 8. 5.24 (大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24 (大阪高裁) 医師 |

| | | | | |
|---|---------|---|---|--|
| | | | | <p>原判決破棄・大阪地裁へ差戻し 11. 2.16 (最高裁)</p> <p>医師</p> <p>原判決破棄・大阪高裁へ差戻し 13. 3.16 (大阪高裁)</p> <p>医師</p> <p>控訴を棄却</p> <p>医師、公判係属中 (最高裁)</p> |
| 4 | 7. 2.10 | <p>証取法第 166条第 1 項 同法第 207条第 1 項等 (内部者取引)</p> | <p>新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生 (重要事実) を知り、同社株式を売り抜け。 (行為者) 取引銀行、同役職員 取引先、同職員</p> | <p>7. 3.24 (東京簡裁)</p> <p>取引銀行 罰金50万円 同役職員 2 名 罰金20 ~ 50万円 取引先、同職員 罰金30万円 (略式命令)</p> |
| 5 | 7. 6.23 | <p>証取法第 158条 同法第 197条第 9 号 (風説の流布)</p> | <p>テーエスデー(株)の社長は、同社株式の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を公表。 (行為者) テーエスデー(株)社長</p> | <p>8. 3.22 (東京地裁)</p> <p>懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年)</p> |
| 6 | 7.12.22 | <p>証取法第50条の 3 第 1 項 同法第 207条第 1 項等 (損失補填)</p> | <p>千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填及び利益の追加。 (行為者) 千代田証券社長, 役職員</p> | <p>8. 2.19 (東京簡裁)</p> <p>証券会社社長、役職員 4 名 罰金30 ~ 50万円 (略式命令)</p> <p>8.12.24 (東京地裁)</p> <p>証券会社 罰金1500万円 同社役員 懲役 6 月 (執行猶予 2 年)</p> |
| 7 | 8. 8. 2 | <p>証取法第 166条第 1 項、第 2 項 同法第 200条第 6 号 (内部者取引)</p> | <p>日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、知人名義等で同社株式を買付け。 (行為者) 割当先監査役 (弁護士)</p> | <p>9. 7.28 (東京地裁)</p> <p>懲役 6 月 (執行猶予 3 年)</p> <p>追徴金約2600万円</p> <p>10. 9.21 (東京高裁)</p> <p>原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11. 6.10 (最高裁)</p> <p>原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12. 3.24 (東京高裁)</p> |

| | | | | |
|-----|---------|--|---|---|
| | | | | 控訴を棄却 |
| 8 | 9. 1.17 | 証取法第 158条 同法第 197条第 9 号 (風説の流布) | 特定の株式の価格を騰貴させ自ら売り 抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋 とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (行為者) 雑誌監修人(投資顧問業) | 9. 1.30 (東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) |
| 9 | 9. 4. 8 | 証取法第 166条第 1項 同法第 207条第 1 項等 (内部者取引) | 鈴丹株の子会社の破綻に伴う損失等の 発生(重要事実)を知り、同社株式を 売り抜け。 (行為者) 当該会社会長、役員等 | 9. 5. 1 (名古屋簡裁) 当該会社役員等(1社4名) 罰金50万円(略式命令) 9. 9.30 (名古屋地裁) 当該会社会長 懲役6月(執行猶予3年) |
| 1 0 | 9. 4.25 | 証取法第 166条第 3項 同法第 200条第 6 号等 (内部者取引) | シントム株の第三者割当増資の決定 (重要事実)を知り、知人名義等で同 社株式を買付け。 (行為者) 割当先社長等 | 9. 5.27 (東京簡裁) 割当先社長等(1名3社) 罰金30万円(略式命令) |
| 1 1 | 9. 5.13 | 証取法第50条の3 第1項、 同法第 207条第 1 項等 (損失補填) | 野村証券株は、株式等取引の自己勘定 から顧客勘定への付け替え等により 損失補填。顧客は、損失補填を要求。 (行為者) 野村証券社長、役員 顧客 | 11. 1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員 懲役8月(執行猶予3年) 11. 4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9300万円 (注) 山一、日興、大和証券関連 と共に一括審理 |
| 1 2 | 9. 9.17 | 証取法第50条の3 第1項、第2項 同法第 207条第 1 項等 | 山一証券株は、海外先物取引の自己勘 定から顧客勘定への付け替えにより損 失補填及び利益の追加。顧客は、損失 補填を要求。 | 10. 7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) |

| | | | | |
|-----|---------|---|---|--|
| | | (損失補填) | (行為者) 山一証券社長, 副社長, 役職員 顧客 | 10. 9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11. 6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11. 6.24 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 12. 3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 社長、公判係属中(東京高裁) |
| 1 3 | 9.10.21 | 証取法第50条の3 第1項 同法第207条第1 項等 (損失補填) | 日興証券(株)は, 株式取引の自己勘定か ら顧客勘定への付け替えにより損失補 填。顧客は, 損失補填を要求。 (行為者) 日興証券副社長、役職員 顧客 | 10. 9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1000万円 同社副社長、職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) |
| 1 4 | 9.10.23 | 証取法第50条の3 第1項 同法第207条第1 項等 (損失補填) | 山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘 定から顧客勘定への付け替えにより損 失補填。 (行為者) 山一証券社長、副社長, 役職員 | 10. 7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10. 9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11. 6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11. 1.29 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) |

| | | | | |
|-----|----------|--|---|--|
| | | | | <p>11. 6.24 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年)</p> <p>12. 3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 社長、公判係属中(東京高裁)</p> |
| 1 5 | 9.10.28 | <p>証取法第50条の3 第1項,第2項 同法第207条第1 項等 (損失補填)</p> | <p>大和証券株は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補填。顧客は、損失補填を要求。 (行為者)大和証券副社長、役職員 顧客</p> | <p>10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金4000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役職員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予3年)</p> |
| 1 6 | 10. 3. 9 | <p>証取法第50条の3 第1項 同法第207条第1 項等 (損失補填)</p> | <p>日興証券株は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (行為者)日興証券副社長、役員</p> | <p>10. 9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1000万円 同社副社長、役員 懲役1年(執行猶予3年)</p> |
| 1 7 | 10. 3.20 | <p>証取法第197条 第1号 同法第207条第1 項第1号等 (有価証券報告書の虚偽記載)</p> | <p>山一証券株は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者)山一証券会長、社長</p> | <p>12. 3.28 (東京地裁) 証券会社会長 懲役2年6月(執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 社長、公判係属中(東京高裁)</p> |
| 1 8 | 10. 5.29 | <p>証取法第167条第 1号、同法施行令 第31条 同法第200条第6 号 (内部者取引)</p> | <p>ト - ソク株式の親会社の他社(買収先)への一括株式譲渡の実施(重要事実)を知り、親族名義口座で同社株式を買い付け。 (行為者)親会社役員</p> | <p>10. 8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令)</p> |

| | | | | |
|-----|----------|---|--|--|
| 1 9 | 10. 7. 6 | 証取法第 166条第 3 項 同法第 200条第 6 号 (内部者取引) | 大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、信用取引等を利用して同社株式を売り付け。 (行為者) 関連会社役員 関連会社職員の親族 | 10. 7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 |
| 2 0 | 10.10.30 | 証取法第 166条第 1 項 同法第 200条第 6 号等 (内部者取引) | 日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、仮名口座で同社株式を買い付け。 (行為者) 合併相手先役員 証券会社職員 | 11. 3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 12. 3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴を棄却 合併相手先役員、公判係属中 (最高裁) |
| 2 1 | 10.12.17 | 証取法第 166条第 1 項 同法第 198条第15 号等 (内部者取引) | トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株式を売り付け。 (行為者) 取引先役員 同部下職員 | 11. 2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11. 4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年、罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 |
| 2 2 | 11. 2.10 | 証取法第 166条第 3 項 | トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、信用取引を利用して | 11. 4.13 (東京地裁) 懲役10月、罰金200万円 |

| | | | | |
|-----|----------|--|--|--|
| | | 同法第 198条第15号等 (内部者取引) | 同社株式を売り付け。 (行為者) 同業他社社長 | 11.10.29 (東京高裁) 懲役 1年2月 (執行猶予 3年) 罰金 200万円 |
| 2 3 | 11. 3. 4 | 証取法第 159条第 1項、第 2項 同法第 197条等 (相場操縦) | 昭和化学工業株式の価格を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (行為者) 金融業者役員 | 11. 6.24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1年6月 (執行猶予 3年) 金融業者 罰金 400万円 |
| 2 4 | 11. 6.30 | 証取法第 197条第 1号等 (有価証券報告書の虚偽記載) | 日本長期信用銀行(株)は、関連親密先企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者) 日本長期信用銀行頭取、副頭取 | 公判係属中 (東京地裁) |
| 2 5 | 11. 8.13 | 証取法第 197条第 1号等 (有価証券報告書の虚偽記載) | 日本債券信用銀行(株)は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者) 日本債券信用銀行会長、頭取、副頭取 | 公判係属中 (東京地裁) |
| 2 6 | 11.12. 3 | 証取法第 159条第 1項第 1号、第 2項第 1号、第 4項 同法第 197条第 8号等 (相場操縦) | ヒューネット株式の価格を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (行為者) 会社社長、役員 | 12. 5.19 (横浜地裁) 会社社長 懲役 1年6月 (執行猶予 3年) |
| 2 7 | 11.12.27 | 証取法第 198条第 4号等 (半期報告書の虚偽記載) | (株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、 | 公判係属中 (東京地裁) |

| | | | | |
|-----|----------|--|---|--|
| | | 偽記載) | 虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (行為者) ヤクルト本社副社長、クレスペール・インターナショナル・リミテッド会長 | |
| 2 8 | 12. 1.31 | 証取法第 197条第 1号等 (有価証券報告書の虚偽記載) | (株)テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (行為者) テスコン社長、役員 | 13. 1.30 (横浜地裁) テスコン社長 懲役 1年 6月 (執行猶予 3年) |
| 2 9 | 12. 3.21 | 証取法第 158条 同法第 197条第 6号等 (偽計) | クレスペール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (行為者) クレスペール・インターナショナル・リミテッド役職員 | 12. 3.22 (東京簡裁) 役職員 2名 罰金 30万円 (略式命令) |
| 3 0 | 12. 3.22 | 証取法第 158条 同法第 197条第 6号等 (偽計) | クレスペール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (行為者) クレスペール・インターナショナル・リミテッド会長 | 公判係属中 (東京地裁) |
| 3 1 | 12. 5.26 | 証取法第 166条第 3項等 同法第 198条第 15号 (内部者取引) | (株)ピコイが和議開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、同社株式を売り抜け。 (行為者) 取引先役員 | 12. 7.19 (東京地裁) 懲役 8月 (執行猶予 3年) 罰金 100万円 追徴金約 449万円 |
| 3 2 | 12.11.28 | 証取法第 166条第 3項等 同法第 198条第 15号 (内部者取引) | (株)プレナスが子会社の異動を伴う株式の取得を行う (重要事実) ことを知り、同社株式を買い付け。 (行為者) 当該会社役員の姉 | 12.11.28 (東京簡裁) 罰金 50万円 (略式命令) 追徴金約 158万円 |
| | | | | |

| | | | | |
|-----|----------|--|--|--|
| 3 3 | 12.12. 4 | 証取法第 158条等 同法第 197条第 1 項第 5 号等 (風説の流布、虚 偽大量保有報告書 提出) | (株)東天紅の株価を高騰させるため、公 開買付けをする旨の虚偽発表をすると ともに、虚偽の大量保有報告書を提出 。 (行為者)会社役員等 | 12.12. 4 (東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50万円 (略式命令) 会社役員 1 名、公判係属中 (東京地裁) |
| 3 4 | 12.12. 4 | 証取法第27条の23 第 1 項同法第 198 条第 5 号 (大量保有報告書 の不提出) | 会社役員は、(株)東天紅株の大量保有者 になったのにもかかわらず、期限まで に大量保有報告書を提出しなかった。 (行為者)会社役員 | 公判係属中 (東京地裁) |
| 3 5 | 13. 3.12 | 証取法第 166条第 1 項等 同法第 198条第15 号 (内部者取引) | 武藤工業(株)が他社と資本業務提携を行 う (重要事実) ことを知り、同社株券 を買い付け。 (行為者) 提携先社員 (公認会計士) | 13. 5.29 (東京地裁) 提携先社員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100万円 追徴金約1414万円 |
| 3 6 | 13. 4.27 | 証取法第 159条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197条第 1 項 5 号 (相場操縦) | アイカ工業(株)の株価を高騰させること を目的とした複数名義による買上がり 買付け、仮装売買等。 (行為者) 会社社長 | 公判係属中 (名古屋地裁) |

(注) 関係条文は、犯則行為時点のもの。

2 - 2 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

| 区 分 | 8年7月 ～9年6月 | 9年7月 ～10年6月 | 10年7月 ～11年6月 | 11年7月 ～12年6月 | 12年7月 ～13年6月 |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 証券会社検査 | 83社 | 79社 | 80社 | 86社 | 96社 |
| 国内証券会社 (委員会) (財務局長等) | 80社 (12社) (68社) | 72社 (7社) (65社) | 68社 (6社) (62社) | 72社 (6社) (66社) | 82社 (9社) (73社) |
| 外国証券会社 (委員会) (財務局長等) | 3社 (3社) (0社) | 7社 (7社) (0社) | 12社 (12社) (0社) | 14社 (14社) (0社) | 14社 (14社) (0社) |
| 支店単独検査 | 26支店 | 31支店 | 27支店 | 28支店 | 27支店 |
| 登録金融機関 (委員会) (財務局長等) | 7機関 (0機関) (7機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 3機関 (2機関) (1機関) |
| 金融先物取引業者 (委員会) (財務局長等) | 0機関 (0機関) (0機関) | 1機関 (0機関) (1機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) |
| 自主規制機関 (委員会) (財務局長等) | 0機関 (0機関) (0機関) | 1機関 (1機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) | 0機関 (0機関) (0機関) |

- (注) 1. 上記の計数は、着手件数である。
 2. 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。
 3. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

| 区 分 | 8年7月 ～9年6月 | 9年7月 ～10年6月 | 10年7月 ～11年6月 | 11年7月 ～12年6月 | 12年7月 ～13年6月 |
|--------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国内証券会社 | 109 | 111 | 120 | 115 | 100 |
| 外国証券会社 | 81 | 49 | 50 | 108 | 97 |
| 登録金融機関 | 12 | - | - | - | 54 |
| 金融先物 取引業者 | - | 20 | - | - | - |
| 自主規制機関 | - | 85 | - | - | - |

(注1) 臨店期間分について算出したものである。

(注2) 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

3 検査結果の状況

(単位：社、機関)

| 区 分 | 8年7月 ～9年6月 | 9年7月 ～10年6月 | 10年7月 ～11年6月 | 11年7月 ～12年6月 | 12年7月 ～13年6月 |
|------------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 検査終了会社及び機関 | 86 | 97 | 78 | 94 | 97 |
| 証券会社 | 79 | 96 | 76 | 94 | 95 |
| 登録金融機関 | 7 | 1 | — | — | 2 |
| 金融先物取引業者 | — | — | 1 | — | — |
| 自主規制機関 | — | — | 1 | — | — |
| 問題点が認められた会社及び機関数 | 38 | 74 | 70 | 80 | 62 |
| 市場ルール等関係 | 34 | 73 | 63 | 72 | 53 |
| 営業姿勢関係 | 10 | 11 | 19 | 28 | 10 |
| 内部管理体制関係 | 15 | 48 | 50 | 57 | 42 |
| その他 | — | — | 1 | — | — |

(注) 1. 「検査終了会社及び機関数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう(前検査事務年度着手分を含む)。

2. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。

3. 「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。

4. 「取引ルール関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

監視委員会と金融庁検査局（大蔵省、金融監督庁）との同時検査等の実施状況

| | 9事務年度 | 10事務年度 | 11事務年度 | 12事務年度 |
|--------|--|---|------------------------|--|
| 国内 | 三洋証券 (9. 8.19) 和光証券 (9.11.10) ユニバーサル証券 (9.11.10) 山一証券 (9.11.25) | 新日本証券 (10. 8.20) 第一証券 (10.11.16) | 勸角証券 (11.11.10) | 明光ナショナル証券 (12.11. 6) 日興証券 (13. 1.17) 日興ビーンズ証券 (13. 1.17) みずほ証券 (13. 3.12) 新光証券 (13. 4.12) |
| 外国証券 | - | トクショークレジットバンク証券東京支店 (10. 8.20) | 刈川証券東京支店 (12. 2. 7) | シーアイビー証券東京支店 (12.11.13) 赤・アシア証券東京支店 (12.11.13) 日興ヨモギ・スミ・パニ - 証券東京支店 (13. 1.17) テイクワ証券東京支店 (13. 1.17) |
| 計 | 4 社 | 3 社 | 2 社 | (注2) 9 社 |
| 登録金融機関 | - | - | - | 第一勧業銀行 (13. 4.12) 富士銀行 (13. 5.14) |
| 計 | - 機関 | - 機関 | - 機関 | 2 機関 |

(注1) () 書は、検査着手日。

(注2)12事務年度においては、金融庁検査部が実施した銀行・保険会社グループ検査と連携し、ファーストナショナル証券東京支店及びユニバーサル証券東京支店等に対して検査を実施している。

(注3)和光証券及び新日本証券は、現在の「新光証券」、ユニバーサル証券及び第一証券は、現在の「つばさ証券」である。

4 平成12検査事務年度に検査が終了した法人一覧

| 担当 | 区分 | | 被検査法人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果通知日 | 勧告 | 同時検査 |
|-----|---------------------------|-----------------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|----|------|
| 委員会 | 国内 | 1 | 大和証券 | H12.8.23 | H12.10.6 | H12.10.31 | | |
| | | 2 | 大和エスピー・キャピタル・マーケット証券 | H12.8.23 | H12.10.6 | H12.11.7 | | |
| | | 3 | 野村ファンドネット証券 | H12.10.12 | H12.10.18 | H12.11.7 | | |
| | | 4 | 明光ナショナル証券 | H12.11.6 | H12.12.8 | H13.1.16 | | |
| | | 5 | 日興証券 | H13.1.17 | H13.3.16 | H13.4.27 | | |
| | | 6 | 日興ビーンズ証券 | H13.1.17 | H13.1.26 | H13.2.27 | | |
| | | 7 | 東京三菱証券 | H13.2.14 | H13.3.8 | H13.5.22 | | |
| | | 8 | みずほ証券 | H13.3.12 | H13.4.5 | H13.5.18 | | |
| | | 9 | 新光証券 | H13.4.12 | H13.6.1 | H13.6.29 | | |
| | 外証 | 1 | ウェストエルビー証券東京支店 | H12.6.20 | H12.7.21 | H12.9.12 | | |
| | | 1 | ファースト・シカゴ東京海上証券東京支店 | H12.8.31 | H12.9.22 | H12.10.3 | | |
| | | 2 | J.P.モルガン証券東京支店 | H12.9.13 | H12.10.20 | H12.11.17 | | |
| | | 3 | 現代証券東京支店 | H12.10.11 | H12.10.20 | H12.11.7 | | |
| 4 | | チェース証券東京支店 | H12.11.1 | H12.11.22 | H12.12.19 | | | |
| 5 | | CIBC証券東京支店 | H12.11.13 | H12.12.11 | H13.3.6 | | | |
| 6 | | ラボ・アジア証券東京支店 | H12.11.13 | H12.12.7 | H13.1.26 | | | |
| 7 | | クレディスイスファーストホスト証券東京支店 | H12.11.13 | H12.12.8 | H12.12.27 | | | |
| 8 | | UBSウォーバーグ証券東京支店 | H12.11.21 | H12.12.8 | H13.2.16 | | | |
| 9 | | コメルツ証券東京支店 | H12.12.15 | H13.1.26 | H13.2.16 | | | |
| 10 | | 日興ロモン・ミス・ハーニ-証券東京支店ほか | H13.1.17 | H13.3.2 | H13.4.3 | | | |
| 11 | | シティコープ証券東京支店 | H13.1.17 | H13.1.31 | H13.2.13 | | | |
| 12 | | ソシエテ ジェネラル証券東京支店ほか | H13.4.12 | H13.5.25 | H13.6.19 | | | |
| 13 | KBCファイナンシャル・ブロードウェイ証券東京支店 | H13.5.14 | H13.6.7 | H13.6.22 | | | | |
| 登金 | 1 | 第一勧業銀行 | H13.4.12 | H13.4.27 | H13.6.18 | | | |
| | 2 | 富士銀行 | H13.5.14 | H13.5.31 | H13.6.20 | | | |

(注1)区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は、登録金融機関である。

(注2)斜字体数字は、平成11検査事務年度に検査を実施した法人である。

(注3)勧告欄及び同時検査欄の「は」、それぞれ勧告または金融庁検査局との同時検査を行ったものである。

| 担当 | | 被 検 査 法 人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果通知日 | 勸 告 | 同時検査 |
|-----|-------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----|------|
| 関 東 | 1 | 東洋証券 | H12.4.11 | H12.5.26 | H12.8.1 | | |
| | 2 | 千代田証券 | H12.5.15 | H12.6.9 | H12.7.7 | | |
| | 3 | 三木証券 | H12.5.15 | H12.6.9 | H12.7.18 | | |
| | 4 | 丸国証券 | H12.5.15 | H12.6.7 | H12.7.18 | | |
| | 5 | エイチ・アイ・エス協立証券 | H12.5.15 | H12.6.13 | H12.10.6 | | |
| | 6 | 上田短資証券 | H12.6.13 | H12.6.16 | H12.7.24 | | |
| | 1 | 山根プレボン証券 | H12.7.11 | H12.7.14 | H12.8.23 | | |
| | 2 | 日短ブローカーズ証券 | H12.7.11 | H12.7.14 | H12.8.23 | | |
| | 3 | 松井証券 | H12.8.21 | H12.9.8 | H12.10.19 | | |
| | 4 | 一成証券 | H12.8.21 | H12.9.8 | H12.11.9 | | |
| | 5 | 金十証券 | H12.8.21 | H12.9.8 | H12.11.29 | | |
| | 6 | 室清証券 | H12.8.21 | H12.9.8 | H13.3.13 | | |
| | 7 | ワールド日栄証券 | H12.8.22 | H12.9.20 | H12.12.22 | | |
| | 8 | コアパシフィック山一証券 | H12.9.25 | H12.10.6 | H13.4.12 | | |
| | 9 | 中原証券 | H12.10.2 | H12.10.20 | H12.11.22 | | |
| | 10 | 山和証券 | H12.10.2 | H12.10.20 | H12.12.7 | | |
| | 11 | 日本グローバル証券 | H12.10.2 | H12.10.30 | H13.5.22 | | |
| | 12 | 城南証券 | H12.10.11 | H12.10.20 | H12.11.15 | | |
| | 13 | 大成証券 | H12.10.16 | H12.10.27 | H12.12.12 | | |
| | 14 | 国府証券 | H12.10.17 | H12.10.27 | H12.11.30 | | |
| | 15 | アクシーズ・ジャパン証券 | H12.10.23 | H12.10.27 | H12.12.6 | | |
| | 16 | 日本インベスターズ証券 | H12.11.13 | H12.11.17 | H12.12.12 | | |
| | 17 | 黒川木徳証券 | H12.11.13 | H12.12.12 | H13.2.20 | | |
| | 18 | 日商岩井証券 | H12.11.27 | H12.12.8 | H13.4.12 | | |
| | 19 | 三田証券 | H12.11.27 | H12.12.15 | H13.6.22 | | |
| | 20 | 新和証券 | H12.11.28 | H12.12.15 | H13.6.26 | | |
| | 21 | よこはま証券 | H12.12.4 | H12.1.15 | H13.1.17 | | |
| | 22 | 十字屋証券 | H12.12.4 | H12.12.15 | H13.3.27 | | |
| | 23 | 臼木証券 | H12.12.5 | H12.12.15 | H13.1.16 | | |
| | 24 | スパークス証券 | H12.12.11 | H12.12.15 | H13.1.15 | | |
| | 25 | 丸和証券 | H13.1.15 | H13.2.8 | H13.5.21 | | |
| | 26 | 今川三澤屋証券 | H13.1.16 | H13.2.8 | H13.5.14 | | |
| | 27 | 長野証券 | H13.1.16 | H13.2.2 | H13.2.23 | | |
| | 28 | 丸金証券 | H13.1.23 | H13.2.9 | H13.6.26 | | |
| | 29 | 小田原証券 | H13.1.30 | H13.2.6 | H13.2.28 | | |
| | 30 | 極東証券 | H13.2.20 | H13.3.16 | H13.6.28 | | |
| | 31 | オリックス証券 | H13.2.26 | H13.3.16 | H13.6.15 | | |
| 32 | 赤木屋証券 | H13.2.26 | H13.3.9 | H13.4.4 | | | |
| 33 | 山二証券 | H13.3.5 | H13.3.16 | H13.6.11 | | | |
| 34 | 伊藤忠キャピタル証券 | H13.3.5 | H13.3.9 | H13.4.13 | | | |
| 35 | 日立クレジット証券 | H13.3.5 | H13.3.9 | H13.4.4 | | | |
| 36 | 三条証券 | H13.3.6 | H13.3.16 | H13.4.23 | | | |
| 37 | 丸福証券 | H13.4.10 | H13.4.27 | H13.5.29 | | | |
| 近 畿 | 1 | 大中証券 | H12.4.5 | H12.4.21 | H12.8.1 | | |
| | 2 | 三京証券 | H12.5.15 | H12.6.2 | H12.8.11 | | |
| | 3 | さくらランド証券大阪支店 | H12.6.6 | H12.6.16 | H12.8.1 | | |
| | 1 | 西脇証券 | H12.7.11 | H12.7.19 | H12.8.21 | | |
| | 2 | 塚本証券 | H12.8.22 | H12.9.12 | H12.11.2 | | |
| | 3 | エヌシーエス証券 | H12.9.5 | H12.10.6 | H13.1.30 | | |
| | 4 | 高木証券 | H12.9.26 | H12.10.25 | H13.2.19 | | |
| 5 | 相生証券 | H12.10.11 | H12.10.24 | H12.11.30 | | | |
| 6 | 日の出証券 | H12.11.7 | H12.12.7 | H13.5.14 | | | |
| 7 | キングコモディティ証券 | H12.11.28 | H12.12.15 | H13.4.16 | | | |

| 担当 | | 被 検 査 法 人 | 検査着手日 | 臨店終了日 | 検査結果通知日 | 勸 告 | 同時検査 |
|-----|----|--------------|-----------|-----------|-----------|-----|------|
| | 8 | 都証券 | H13.1.11 | H13.1.30 | H13.5.22 | | |
| | 9 | 国際証券大阪支店 | H13.2.19 | H13.4.10 | H13.6.12 | | |
| | 10 | 光証券 | H13.2.20 | H13.3.2 | H13.5.29 | | |
| | 11 | エンゼル証券 | H13.5.23 | H13.6.8 | H13.6.29 | | |
| 北海道 | 1 | つばさ証券函館支店 | H12.10.11 | H12.10.25 | H12.11.16 | | |
| | 2 | さくらランド証券札幌支店 | H12.11.27 | H12.12.8 | H12.12.20 | | |
| | 3 | 野村証券釧路支店 | H13.3.5 | H13.3.16 | H13.4.9 | | |
| | 4 | 函館証券 | H13.5.23 | H13.6.13 | H13.6.28 | | |
| 東 北 | 1 | 新光証券郡山支店 | H12.5.18 | H12.6.2 | H12.7.12 | | |
| | 1 | 荘内証券 | H12.10.11 | H12.10.27 | H12.12.20 | | |
| | 2 | 国際証券仙台支店 | H12.11.27 | H12.12.8 | H13.4.12 | | |
| | 3 | 野村証券郡山支店 | H13.2.14 | H13.2.28 | H13.5.15 | | |
| | 4 | つばさ証券盛岡支店 | H13.3.13 | H13.3.28 | H13.5.15 | | |
| | 5 | さくらランド証券八戸支店 | H13.5.29 | H13.6.8 | H13.6.21 | | |
| 東 海 | 1 | 岐阜第一証券 | H12.8.23 | H12.9.5 | H12.11.28 | | |
| | 2 | アーク証券 | H12.9.26 | H12.10.27 | H13.6.8 | | |
| | 3 | 六二証券 | H12.10.23 | H12.11.2 | H12.12.21 | | |
| | 4 | 大石証券 | H12.11.20 | H12.12.1 | H13.4.5 | | |
| | 5 | 丸八証券 | H13.1.10 | H13.2.1 | H13.6.29 | | |
| | 6 | 国際証券津支店 | H13.5.9 | H13.5.18 | H13.6.28 | | |
| | 7 | 寿証券 | H13.5.15 | H13.6.4 | H13.6.28 | | |
| | 8 | 野村証券静岡支店 | H13.5.29 | H13.6.8 | H13.6.28 | | |
| 北 陸 | 1 | 富証券 | H12.9.26 | H12.10.6 | H12.11.16 | | |
| | 2 | 石動証券 | H12.10.27 | H12.11.9 | H12.11.22 | | |
| | 3 | つばさ証券金沢支店 | H12.11.24 | H12.12.7 | H12.12.25 | | |
| | 4 | 野村証券福井支店 | H13.2.27 | H13.3.16 | H13.4.10 | | |
| | 5 | 三津井証券 | H13.5.24 | H13.6.8 | H13.6.28 | | |
| 中 国 | 1 | 新光証券尾道支店 | H12.6.6 | H12.6.16 | H12.7.12 | | |
| | 1 | 野村証券松江支店 | H12.9.26 | H12.10.6 | H12.11.30 | | |
| | 2 | ウツミ屋証券 | H12.11.6 | H12.12.8 | H13.2.28 | | |
| | 3 | つばさ証券下関支店 | H13.3.6 | H13.3.16 | H13.4.18 | | |
| | 4 | 津山証券 | H13.5.15 | H13.5.30 | H13.6.27 | | |
| 四 国 | 1 | 国際証券高松支店 | H12.9.25 | H12.10.6 | H12.12.15 | | |
| | 2 | 新光証券高松支店 | H12.10.16 | H12.10.27 | H12.11.20 | | |
| | 3 | 野村証券高知支店 | H12.11.21 | H12.12.6 | H13.3.16 | | |
| | 4 | 愛媛証券 | H13.2.14 | H13.3.7 | H13.4.9 | | |
| | 5 | 阿波証券 | H13.5.22 | H13.6.8 | H13.6.28 | | |
| 九 州 | 1 | つばさ証券大分支店 | H12.5.29 | H12.6.9 | H12.7.3 | | |
| | 1 | 野村証券宮崎支店 | H12.10.2 | H12.10.13 | H12.11.13 | | |
| | 2 | 新光証券熊本支店 | H12.11.22 | H12.12.6 | H13.1.15 | | |
| | 3 | さくらランド証券中津支店 | H13.2.20 | H13.3.2 | H13.3.23 | | |
| | 4 | 岡三証券熊本支店 | H13.3.15 | H13.3.29 | H13.4.17 | | |
| | 5 | 国際証券大分支店 | H13.4.17 | H13.4.27 | H13.6.12 | | |
| 福 岡 | 1 | 野村証券久留米支店 | H12.9.28 | H12.10.12 | H12.11.20 | | |
| | 2 | つばさ証券福岡支店 | H12.10.30 | H12.11.14 | H12.12.25 | | |
| | 3 | 野村証券佐賀支店 | H12.11.29 | H12.12.12 | H13.2.7 | | |
| | 4 | 国際証券北九州支店 | H13.2.13 | H13.2.27 | H13.4.2 | | |
| | 5 | 飯塚中川証券 | H13.3.12 | H13.3.28 | H13.5.16 | | |
| 沖 縄 | 1 | 沖縄証券 | H13.5.10 | H13.5.25 | H13.6.5 | | |

(注1)斜字体数字は、平成11検査事務年度に検査を実施した法人である。

(注2)勸告欄及び同時検査欄の は、それぞれ勸告または財務局等理財部(財務部検査課)との同時検査を行ったものである。

証監委第187号

平成13年6月14日

(上席)証券取引検査官 殿

各財務(支)局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

証券取引等監視委員会事務局長 五味 廣文

証券会社に係る検査マニュアルについて

我が国証券市場は、一連の金融システム改革、情報通信技術の進展等により大きな変革を遂げているところであり、市場における明確かつ透明なルールが存在とその厳格かつ的確な適用によって市場の公正を担保し、市場に対する信頼を得ることの重要性はますます増大している。こうした中で、監視委員会及び財務局監視官部門が行う検査は、発足以来、ルール遵守の監視役としての使命を果たしてきているところである。

このたび監視委員会は金融庁検査局と共同で、証券会社に対する検査に際しての具体的な着眼点等を整理した証券会社に係る検査マニュアル(以下「本マニュアル」という。)を別紙のとおり定めたので、本マニュアルのうち取引の公正確保に係る検査に関する部分により検査を実施されたい。

本マニュアルは、監視委員会の検査機能の一層の向上を図るとともに、証券会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することを目的としている。

本マニュアルは、あくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。本マニュアルの各項目は、検査官が証券会社の取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査を行う際の参考となるべき事項をあくまで例示として掲げたものであり、これらの事項は証券会社に何らの義務を課するものではない。検査において本マニュアルを利用するに当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を踏まえ、検査官自身の創意・工夫を加味し活用すべきものであり、検査官が本マニュアルの項

目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、各項目を機械的・画一的に検査すれば足りるというものではない。また、本マニュアルが取引の公正確保に係る検査の内容を必ずしもすべて網羅したものではないことに留意する必要がある。

法令諸規則に違反するおそれがある行為が把握された場合は、証券取引法等の関係法令、自主規制機関の諸規則に照らして吟味する必要がある。また、法令諸規則に違反する行為が把握された場合においては、法令等遵守態勢を点検し、法令諸規則に違反する行為が生じた原因、背景等について精査する必要がある。

本通達は、平成13年10月1日以降に着手する検査について適用する。

(注)本通達において、「証券会社」とは、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称したものをいう。

証監委第188号

平成13年6月14日

(上席)証券取引検査官 殿

各財務(支)局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

証券取引等監視委員会事務局長 五味 廣文

意見申出制度について

監視委員会及び財務局監視官部門が行う検査は、証券市場における様々な変革や証券会社に係る検査マニュアルの導入などを背景として、これまで以上にその質的水準の向上及び手続の透明性の確保を図ることが求められており、また、これらに努めることが監視委員会及び財務局監視官部門に対する信頼に結び付くものであると考えられる。

今般、検査において検査官と被検査法人との間に意見相違が生じた場合における被検査法人からの意見申出制度を下記のとおり実施することとしたので、了知の上、検査に際して被検査法人に周知願いたい。

記

1. 適用対象検査

本通達は、平成13年10月1日以降に着手する検査マニュアルを適用した検査について適用する。

2. 意見申出書提出期限

被検査法人に対する当該検査の講評が終了した日から3日(行政機関の休日を除く。)を経過した日を意見申出書の提出期限とする。

3．意見申出書の記載事項等

被検査法人からの意見申出は、検査中の意見交換において検査官と被検査法人との間に意見相違が明らかになった事項について、事実関係及び被検査法人の意見を申出書に記載させ、必要な疎明資料等を添付させた上で、被検査法人の代表者名により事務局長あてに提出させる。

なお、検査中に充分議論を尽くした上で意見相違となった事項に限り意見申出ができることとし、それ以外の新たな論点、新たな主張については認めないこととする。また、検査官個人に関する意見は認めないものとする。

4．意見申出書等の提出先

意見申出書等（疎明資料を含む。）は、原則として担当主任検査官が受領することとする。財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）が検査を実施した場合は、担当主任検査官が意見申出書等を受領し、直ちに財務局長等から監視委員会へ送付するものとする。

5．意見申出事項の審理方法

意見申出事項の審理は、監視委員会（総務検査課情報処理調整官の所掌事務とする。）において行うものとする。

審理は提出された意見申出書等に基づき行うが、必要がある場合は主任検査官及び被検査法人から事情を聴取するものとする。

6．審理結果の回答方法

審理結果の被検査法人に対する回答方法は、検査結果通知に包含した形で処理する。

財務局長等が検査を実施した場合は、監視委員会から審理結果を財務局長等へ通知し、財務局長等において当該審理結果に基づきそれを包含した形で検査結果通知を作成するものとする。

7．その他

個別検査に係る意見申出の有無、意見申出の内容等については、公表しないものとする。

2 - 3 勧告実施状況一覧表

1 勧告実施件数一覧表

(単位:件)

| 区 分 | 4年7月 ~ 8年6月 | 8年7月 ~ 9年6月 | 9年7月 ~ 10年6月 | 10年7月 ~ 11年6月 | 11年7月 ~ 12年6月 | 12年7月 ~ 13年6月 |
|------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 勧 告 件 数 | 30 | 11 | 40 | 36 | 37 | 34 |
| 検 査 結 果 に 基 づ く 勧 告 | 28 | 11 | 36 | 34 | 37 | 33 |
| 監視委員会の行った 検査に基づく勧告 | 10 | 1 | 7 | 4 | 12 | 11 |
| 財務局長等の行った 検査に基づく勧告 | 18 | 10 | 29 | 30 | 25 | 22 |
| 犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告 | 2 | 0 | 5 | 2 | 0 | 1 |

うち1件の勧告は検査結果・犯則事件調査の双方に基づく勧告であり、それぞれに計上しているため、合計は一致しない。

勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

| 法令違反等の内容 | 勧告対象の別 | 4年7月 | 8年7月 | 9年7月 | 10年7月 | 11年7月 | 12年7月 | 合計 |
|--|---------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----|
| | | ～ 8年6月 | ～ 9年7月 | ～ 10年7月 | ～ 11年7月 | ～ 12年7月 | ～ 13年7月 | |
| 向い呑み及び呑み行為 | 会社及び役職員 | 0 | | 3 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| | 会社のみ | 1 | | 2 | | 1 | | 4 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 取引報告書の不交付又は虚偽記載 | 会社及び役職員 | 0 | | 1 | 1 | 2 | | 4 |
| | 会社のみ | 0 | | | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | 1 | 1 | 2 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 断定的判断を提供して勧誘する行為 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役職員のみ | 1 | | | 1 | | | 2 |
| 取引一任勘定取引契約の締結 | 会社及び役職員 | 0 | | 1 | | 1 | 2 | 4 |
| | 会社のみ | 0 | | 6 | 1 | 1 | | 8 |
| | 役職員のみ | 13 | 6 | 18 | 17 | 14 | 11 | 79 |
| 委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | 1 | 1 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめる行為 | 会社及び役職員 | 0 | | | | 1 | 3 | 4 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | 5 | 5 |
| | 役職員のみ | 1 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 | 会社及び役職員 | 3 | | 1 | | 2 | 2 | 8 |
| | 会社のみ | 0 | | | | 2 | 4 | 6 |
| | 役職員のみ | 1 | | | | | | 1 |
| 作為的相場形成 | 会社及び役職員 | 2 | | 1 | 4 | 4 | 2 | 13 |
| | 会社のみ | 1 | | | | 1 | | 2 |
| | 役職員のみ | 1 | | 1 | | 3 | 2 | 7 |
| 投機的利益追及 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役職員のみ | 10 | 2 | 10 | 14 | 4 | 5 | 45 |
| 安定操作期間中による買付け | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 1 | | | | | | 1 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 損失補てん等 | 会社及び役職員 | 2 | | 9 | 2 | 4 | 1 | 18 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | 1 | 1 |
| | 役職員のみ | 2 | 1 | 4 | 3 | 1 | 1 | 12 |
| 親銀行の使用人とともに同一の顧客を訪問する行為 | 会社及び役職員 | 0 | | 1 | | | | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | 2 | | 2 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 引受有価証券の親法人等への売却を行う行為 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | 1 | 1 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為 | 会社及び役職員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役職員のみ | 0 | 1 | | | | | 1 |
| 有価証券を売却する場合における引受人の信用供与 | 会社及び役職員 | 0 | | | | 1 | | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役職員のみ | 0 | | | | | | 0 |

| 法令違反等の内容 | 勧告対象の別 | 4年7月 | 8年7月 | 9年7月 | 10年7月 | 11年7月 | 12年7月 | 合計 |
|---------------------|--------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----|
| | | ～ 8年6月 | ～ 9年7月 | ～ 10年7月 | ～ 11年7月 | ～ 12年7月 | ～ 13年7月 | |
| 外務員の職務に関する著しく不適当な行為 | 会社及び役員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 1 | | 1 | 2 | 2 | 3 | 9 |
| 有価証券の募集のため偽計を用いる行為 | 会社及び役員 | 0 | | | | 1 | | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 政令の定めるところに違反した空売り | 会社及び役員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | 1 | 3 | 3 | | 7 |
| | 役員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| インサイダー取引 | 会社及び役員 | 0 | | | | | | 0 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 0 | | | 1 | 1 | | 2 |
| 有価証券報告書の虚偽記載 | 会社及び役員 | 0 | | 1 | | | | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 一定の配当等の表示を行う行為 | 会社及び役員 | 0 | | | | | 1 | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 報告徴取に対する虚偽報告 | 会社及び役員 | 0 | | | | 1 | | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 0 | | | | | | 0 |
| 検査を忌避する行為 | 会社及び役員 | 0 | | | | | 1 | 1 |
| | 会社のみ | 0 | | | | | | 0 |
| | 役員のみ | 0 | | | | | | 0 |

(注) 1. 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。

2. 上記のほかに、内部管理上の問題として4社に勧告を行っている。

3 勧告事案の概要一覧表

(凡例) 印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。

印は、会社が勧告の対象となったもの。

・印は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄中段の(検査)とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。(調査)とは、犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。

区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称(表示のないものは、監視委員会の検査)。

(平成12年7月～13年6月)

| 一連 番号 | 勧告実施 年月日 (区分) | 勧告の対象となった法令違反等の内容 | 行政処分等の内容 |
|----------|-------------------------|---|--|
| 1 | 12. 7. 25 (検査) 近畿 | <ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>さくらフレンド証券の大阪支店第二営業部課長代理は、平成12年1月27日頃、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成12年2月3日から4月4日までの間、取引を受託、執行した(売買回数109回、売買株数約80万株)。</p> | <p>外務員に対する処分 未定</p> |
| 2 | 12. 8. 1 (検査) 関東 | <p>一定の配当の表示</p> <p>東洋証券は、名古屋支店長の関与により、平成11年7月下旬から平成12年4月21日までの間、複数の銘柄の株式について、不特定かつ多数の顧客に買付勧誘を行うに際し、これらの株式に関し毎年一定額の配当金が供与される旨の表示を行った。</p> | <p>会社に対する処分 名古屋支店の株券の売買に係る受託業務の停止 2日</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> |
| 3 | 12. 8. 1 (検査) 近畿 | <p>向い呑み及び呑行為</p> <p>大中証券は、第一営業部付部長の関与により、平成11年4月12日、特定の銘柄の上場株式について、複数の顧客からの買付けの委託注文を受託しながら、証券取引所の会員に取り次ぐことなく、自己が相手方となって、この株式の売買を成立させた。</p> | <p>会社に対する処分 第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止 4日</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> |

| | | | |
|---|------------------|--|--|
| | | <p>有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事実につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>大中証券は、第一営業部部付部長の関与により、平成11年4月12日、当社が一定の価格で買い付けた特定の銘柄の株式について、その価格で顧客に付け替えるため、複数の顧客に対し、顧客がその価格よりも安い価格で買付けを行うことが可能であるにもかかわらず、ことさらにその価格の売注文が市場に出されている旨を伝え、顧客がその価格での買注文を出さなければ、市場での買付けができないかのような誤解を与える説明を行った。</p> <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>大中証券は、梅田支店長の関与により、平成9年6月26日、顧客に対し、同社があらかじめ買い付けていた特定の銘柄の株式について、買付価格で顧客に付け替えることにより、顧客が時価よりも安い価格でこの銘柄の株式を買い付けることを可能にすることを約束して、株式の買付けを勧誘した。</p> | <p>外務員に対する処分 未定 上記第一営業部部付部長と同一人物</p> |
| 4 | 12. 9.12 (検査) | <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド東京支店は、平成10年3月及び平成11年3月、支店長、金融商品部部長等の関与により、複数の法人顧客（保険会社）に対し、顧客が金融機関から劣後ローンを借り入れると同時に、この劣後ローンの信用リスクに元本等の支払が連動する債券を顧客が取得することにより、劣後ローンの信用リスクを顧客自身に還流させることとなるセットの取引スキームを提示した。</p> <p>この取引スキームは、実質的には、劣後ローンの借入れが、顧客の保険金支払能力の充実にとはつながらず、顧客のソルベンシー・マージン比率を見かけ上嵩上げすることとなるものであるが、同支店は、このスキームに基づいて取引を実行することを約束して、有価証券取引の勧誘を行った。</p> <p>【勧告参考資料（1）参照】</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支店金融商品営業部及び金融商品トレーディング部の全ての業務停止4週間 ・東京支店の金銭債権の売買の媒介業務の停止5日 ・平成12年11月25日までの間、クレジット・デリバティブ取引の承認申請の禁止 ・業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化） <p>上記処分内容は、金融</p> |

| | | | |
|---|-----------------------|--|---|
| | | | 庁長官の検査によって認められた法令違反の事実に係る処分を含む。 |
| 5 | 12.10.6 (検査) 関東 | <p>取引報告書の不交付</p> <p>エイチ・アイ・エス協立証券は、平成12年2月21日にインターネット取引により多数の顧客から受託した株式の委託注文について、翌日、市場において取引が成立したにもかかわらず、取引報告書を交付しなかった。</p> <p>有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>エイチ・アイ・エス協立証券は、平成12年2月23日以降、インターネット取引を行っている多数の顧客に対し、顧客の預り残高等について、事実と異なる内容の情報をインターネット取引の画面上に表示した。</p> | <p>会社に対する処分</p> <p>インターネット取引における株券の売買に係る受託業務の停止5日</p> |
| 6 | 12.10.31 (検査) | <p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結及び外務員の職務に関する著しく不適当な行為</p> <p>大和証券エスピーキャピタル・マーケッツの本店事業法人第四部課長代理は、顧客との間で</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成11年8月30日から10月26日にかけて、株式及び転換社債の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又は一部について定めることができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、平成11年9月1日から平成12年9月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数118回、売買株数約43万株ほか）。 平成11年9月3日、募集・売出しに係る株式及び転換社債の取得の申込み又は買付けの申込みの受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、取得の申込み又は買付けの申込み、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年9月8日から平成12年9月19日までの間、取引を受託、執行した（売買回数86回、売買株数約24万株ほか）。 平成11年10月29日、投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、取得 | <p>外務員に対する処分</p> <p>職務停止3週間</p> |

| | | | |
|---|---------------------------------|--|---|
| | | <p>の申込み又は解約の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年11月5日から平成12年6月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数3回、売買金額約3193万円）。</p> | |
| 7 | <p>12.12.12 (検査) 四国</p> | <p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>1. 国際証券の高松支店歩合外務員は、平成6年10月頃及び平成10年6月頃、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成6年10月5日から平成12年9月4日までの間、取引を受託、執行した（売買回数515回、売買株数約41万株）。</p> <p>2. 高松支店地域営業課長は、平成11年8月10日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年8月12日から平成12年7月6日までの間、取引を受託、執行した（売買回数89回、売買株数約13万株）。</p> | <p>外務員に対する処分 職務停止8週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止2週間</p> |
| 8 | <p>12.12.19 (検査) 関東</p> | <p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>1. ワールド日栄証券の鹿児島支店歩合外務員は、平成11年4月1日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月1日から平成12年8月21日までの間、取引を受託、執行した（売買回数308回、売買株数約42万株）。</p> <p>2. 青梅支店歩合外務員は、平成11年4月1日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月1日から平成12年9月6日までの間、取引を受託、執行した（売買回数653回、売買株数約92万株）。</p> <p>3. 本店引受部顧問は、平成11年4月1日、顧客との間で</p> | <p>外務員に対する処分 未定</p> <p>外務員に対する処分 職務停止9週間</p> <p>外務員に対する処分</p> |

| | | | |
|----|------------------|--|---|
| | | <p>、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年4月1日から平成12年7月31日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 120回、売買株数約38万株）。</p> | 職務停止3週間 |
| 9 | 12.12.19 (調査) | <p>・ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為</p> <p>1. エイチ・アイ・エス協立証券の本店営業部外務員は、平成11年5月25日から平成12年4月19日までの間、(株)東天紅の株式に係る証券取引法違反の犯則嫌疑者から株式の売買の注文を受託する場合において、平成11年7月頃には、この犯則嫌疑者が本人名義以外の口座を使用していることを知るに至りながら、その後も注文の受託を行った。</p> <p>2. 日の出証券の北九州支店歩合外務員は、平成9年9月29日から平成12年5月8日までの間、上記犯則嫌疑者から二つの口座において株式の売買の注文を受託する場合に、一方の口座については平成9年9月頃には、他方の口座についてはその半年後頃には、これらの口座がこの犯則嫌疑者名義以外の口座であることを知るに至りながら、その後も注文の受託を行った。</p> | <p>外務員に対する処分 職務停止6週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止8週間</p> |
| 10 | 13.1.26 (検査) | <p>有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>ラボ・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ東京支店は、平成11年9月22日、複数の顧客に債券を販売する際、取引額の多い顧客に対し、取引単価に他の複数の顧客が負担すべき分を含めた経過利子相当額を含んでいるにもかかわらず事実と異なる説明を行って、その取引単価を提示することにより、虚偽の表示を行った。</p> <p>利益に追加するため財産上の利益を提供する行為</p> <p>ラボ・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ東京支店は、平成11年9月22日、複数の顧客に債券を販売する際、一部の顧客について適正な取引単価より低い取引単価で販売することにより、この一部の顧客に対し、約850万円の財産上の利益を提供した。</p> | <p>会社に対する処分 東京支店の全ての業務の停止30日</p> <p>上記処分内容は、金融庁長官の検査によって認められた法令違反の事実に係る処分を含む。</p> |

| | | | |
|-----|------------------------|---|---|
| 1 1 | 13. 1.30 (検査) 近畿 | <p>有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>1. エヌシーエス証券は、平成12年5月、代表取締役社長等の関与により、有価証券取引としてCPの証書を媒介した際、「証券取引法上の有価証券」等と記載した説明書を作成し顧客に交付したが、その後、このCPの証書が証券取引法上の有価証券に該当しない事実を認識したにもかかわらず、この事実を顧客に告げないことにより、虚偽の表示を行った。</p> <p>2. エヌシーエス証券は、平成12年7月、代表取締役社長等の関与により、外国法人が発行する譲渡性預金証書（以下「CD」という。）の取引の媒介に際し、CDの発行体と認識していた法人の名称が既に変更されていた事実を把握したにもかかわらず、この重要な事項を顧客に告げないことにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。</p> <p>内部管理機能の形骸化</p> <p>上記のような法令違反行為が行われた背景として、エヌシーエス証券の内部管理に関連し、以下のような問題が認められた。</p> <p>1. 代表取締役社長は、法令遵守の励行等に率先して取り組むべき立場にあるにもかかわらず、他の役職員に対して適切な指示を与えず、自ら法令違反行為の実行者として、有価証券の取扱いに係る社内決定及び内部管理統括責任者等による取引中止の進言を無視して取引を強行するなど、法令遵守意識が著しく欠如している。</p> <p>2. また、内部管理統括責任者等についても、代表取締役社長に取引中止の進言はしたものの、最終的には代表取締役社長の意向に従った取引を行うなど内部管理による牽制機能が働いていない。</p> <p>このように、これらの法令違反行為に関与した代表取締役社長等には法令諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、同社の内部管理機能は形骸化しており、証券会社としての業務運営上、重大な不備があると認められる。</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CP、CD及び株券の売買に係る受託業務の停止 本店3日、東京支店1週間 ・ 業務改善命令（役員等の法令遵守意識の徹底、責任ある経営体制の整備、内部管理体制の充実・強化を図るための具体的方策の策定） |
|-----|------------------------|---|---|

| | | | |
|----|------------------------|--|---|
| | | <p>との間で、</p> <p>(1) 株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年2月20日から平成12年9月18日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 250回、売買株数約92万株）。</p> <p>(2) 投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、取得の申込み又は解約の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年2月20日から平成12年3月8日までの間、取引を受託、執行した（売買回数19回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為 <p>東京支店機関投資家部次長は、平成12年4月21日、株式の委託注文の執行に際し、誤って受託数量以上の数量を執行し、約定が成立したが、顧客への約定連絡に当たり、本来顧客に帰属させるべき約定内容とは異なる内容の連絡をした。</p> <p>しかし、その後、この連絡内容が誤りであることに気付いたにもかかわらず、これを顧客に告げないことにより、虚偽の表示を行った。</p> | <p>職務停止3週間</p> <p>外務員に対する処分 職務停止1週間</p> |
| 15 | 13. 2.20 (検査) 関東 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>1. 黒川木徳証券の本店営業開発部営業員は、平成12年4月6日から8月23日にかけて、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成12年5月2日から11月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数61回、売買株数約10万株）。</p> <p>2. 大阪店第二営業部歩合外務員は、平成11年6月16日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年6月16日から平成12年11</p> | <p>外務員に対する処分 未定</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> |

| | | | |
|----|-------------------------|--|---|
| | | 月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 375回、売買株数約43万株）。 | |
| 16 | 13. 3. 6 (検査) | <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>1. シー・アイ・ビー・シー・ワールド・マーケッツ（ジャパン）インク東京支店は、平成9年11月、法人顧客に対し、顧客の保有するほとんど無価値の債券に生ずる損失を専ら先送りすることを目的として、顧客の追加資金を導入した上で、この損失を転嫁する新たな債券を取得するスキームを提示し、顧客が実現損を表面化させないことを可能にすることを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。</p> <p>また、この際、海外にある同支店のグループ金融機関の負担により、顧客の追加資金よりも実質価値を高くした債券を取得させるという財産上の利益を提供することも約束して、上記の勧誘を行った。</p> <p>2. 同支店は、平成10年10月、法人顧客の債券の取引に際し、前受金として当座預金口座に入金させ、この債券の取引を実行させるために、前受金の預入期間について債券の利息相当額を支払うことをこの法人顧客に対し約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。</p> <p>【勧告参考資料（3）参照】</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支店金融商品部の全ての業務停止5日 ・東京支店の有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、有価証券関連以外のデリバティブ取引業務の媒介及び金銭債権の売買取引の媒介業務の停止5日 ・業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化） <p>上記処分内容は、金融庁長官の検査によって認められた法令違反の事実に係る処分を含む。</p> |
| 17 | 13. 3. 13 (検査) 関東 | <p>実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為</p> <p>室清証券は、第一営業部付課長の関与により、平成11年4月9日から平成12年8月18日の間の多数の日にかけて、特定の上場銘柄の株式について、顧客がこの銘柄の株価を引き上げることを意図して、成行又は高い指値等の買付注文により、一連の有価証券の売買取引を行っていることを認識しながら、この一連の買付注文を受託、執行した。</p> <p>また、同社は、この顧客の一連の取引の受託、執行において、適切な管理監督を怠っていた。</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止9日 ・業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化） <p>外務員に対する処分 未定</p> |
| 18 | 13. 3. 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引一任勘定取引の契約の締結 | |

| | | | |
|----|------------------|---|--|
| | (検査) 関東 | <p>十字屋証券の本店第二投資相談チーム歩合外務員は、平成11年1月18日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年1月19日から平成12年12月1日までの間、取引を受託、執行した(売買回数1137回、売買株数約2042万株)。</p> | <p>外務員に対する処分 職務停止9週間</p> |
| 19 | 13. 4.27 (検査) | <p>有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>1. 日興証券は、平成8年4月から平成9年10月までの間、特定の会社により発行された一連の外国債券を多数の法人顧客に販売している。 その際、一部の銘柄について、債券部外国商品課長及び外国商品課営業員の関与により、投資勧誘資料である外国証券内容説明書等の記載内容の一部に、事実と異なる内容を記載し、これを多数の顧客に交付することにより、虚偽の表示を行った。</p> <p>2. 堺支店貯蓄アドバイザー課営業員は、平成10年8月初旬、顧客に外国債券の買付けを勧誘している。 その際、この外国債券は元本が保証されていないにもかかわらず、顧客に対する投資勧誘資料に、あたかも元本が保証されているかのような事実と異なる内容を記載し、これを顧客に交付することにより、虚偽の表示を行った。【勧告参考資料(4)参照】</p> <p>利益に追加するため財産上の利益を提供する行為</p> <p>日興証券は、西宮支店運用コンサルタント課長の関与により、同課長の担当する顧客に対し、有価証券取引につき生じた顧客の利益に追加する目的で、平成11年10月1日から10月6日までの間、値上がりの蓋然性の高い複数の銘柄の新規公開株式を恣意的に集中配分することにより、財産上の利益を提供した。</p> <p>・ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為</p> <p>宇都宮支店運用コンサルタント課営業員は、平成12年5月、同社が新規公開株式の配分方法について抽選方式を採</p> | <p>会社に対する処分 ・ 業務改善命令(法令遵守意識の徹底、責任の所在の明確化及び内部管理体制の充実・強化等)</p> <p>外務員に対する処分 未定(営業員は既に退職)</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> |

| | | | |
|----|------------------------|---|---|
| | | <p>用したことに伴い、顧客が新規公開株式を取得する確率を高めるために、複数の仮名口座を開設している事実を知った。</p> <p>しかしながら、この営業員は、その事実を知らずながら何ら適切な対応をとらず、さらには、複数の新たな仮名口座の開設を許容するなどし、平成12年6月19日から12月15日までの間、この顧客がこれらの仮名口座を通じて配分を受けることとなった株式の取得の申込み及び売付けを受託、執行した。</p> | |
| 20 | 13. 5.14 (検査) 関東 | <ul style="list-style-type: none"> 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 <p>今川三澤屋証券の豊岡支店歩合外務員は、平成11年4月5日から平成13年1月15日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った(売買回数1188回、売買株数約126万株)。</p> | 外務員に対する処分 未定 |
| 21 | 13. 5.18 (検査) | <p>委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為</p> <p>みずほ証券は、平成12年1月から平成13年2月にかけて、顧客から株式の委託注文を受けた売買担当者が、この委託注文に係る売買が全て成立する前に、同一の銘柄の自己の計算による注文を発注し、多数回にわたり、この委託注文に係る価格と同一又は有利な価格での自己の計算による売買を成立させた。</p> <p>引受有価証券の親法人等への売却を行う行為</p> <p>みずほ証券は、平成11年8月から平成12年11月にかけて、同社が引受人となった株式など複数の有価証券について、引受人となった日から6月以内に、親法人等に対し、この有価証券の売却を行った。</p> | 会社に対する処分 ・業務改善命令(法令遵守意識の徹底、責任の所在の明確化及び内部管理体制の充実・強化等) |
| 22 | 13. 5.21 (検査) 関東 | <ul style="list-style-type: none"> 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>1. 丸和証券の溝ノ口支店営業第1課営業員は、平成12年1月20日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを</p> | 外務員に対する処分 未定 |

| | | | |
|----|------------------|--|--|
| | | <p>内容とする契約を締結した上で、平成12年1月21日から平成13年1月26日までの間、取引を受託、執行した（売買回数76回、売買株数約5万株）。</p> <p>2. 神楽坂支店支店長代理は、平成12年6月8日、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成12年6月13日から10月3日までの間、取引を受託、執行した（売買回数109回、売買株数約76万株）。</p> <p>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>投資営業室歩合外務員は、昭和59年10月17日から平成12年12月22日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数953回、売買株数約210万株）。</p> | <p>外務員に対する処分 未定</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> |
| 23 | 13. 5.22 (検査) | <p>実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引</p> <p>東京三菱証券は、エクイティ部課長2名の関与により、平成13年1月17日、特定の上場銘柄の株式について、株価の終値が一定の価格未満となることを意図して、成行又は低い指値の一連の売付注文を行い、株価を下落させた。 【勧告参考資料(5)参照】</p> <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>東京三菱証券は、平成10年6月、顧客から買い付けた債券をこの顧客の実質親会社に売却し、受渡しも完了させた。</p> <p>その後、同社は、これらの顧客から、この取引を取引以前の状況に戻す取引の要請を受け、これを踏まえ、平成10年7月、顧客に対し、当初の取引を取り消すことによる実質的に新たな有価証券取引を申し入れて実行した。</p> <p>この新たな取引に際し、同社は、当初の取引で同社が得ていた売買益相当額を顧客に対し提供するとともに、新たな取引に係る手数料相当額を徴収しないことを約束して、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行った。</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エクイティ部の自己売買に係る株券等の売買業務の停止12日 ・債券営業部の自己売買に係る債券の売買業務の停止2日 ・業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化） <p>外務員に対する処分 未定</p> |

2 4 | 13. 5.22
(検査)
関東

有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

1. 日本グローバル証券が、平成11年5月から平成12年5月にかけて売出しを行った上場銘柄の株式を対象とする他社株券償還特約付社債券（E B）の複数の銘柄については、条件決定日以降、対象株式の株価が下落して、売出期間中において行使価格を大幅に下回る状況となった。

同社は、このようにE Bの売出期間中において、対象株式の株価の下落により、この債券の設定条件が顧客にとって著しく不利となっているにもかかわらず、その勧誘において、投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をしないことにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

2. 日本グローバル証券株式会社は、平成12年2月及び同年5月、専務取締役（当時）の関与により、複数のE Bの売出期間の経過後における販売に際し、多数の顧客に対し、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。

【勧告参考資料（6）参照】

・ 取引一任勘定取引の契約の締結及び外務員の職務に関する著しく不適当な行為

大阪支店課長代理は、平成12年5月9日、顧客との間で

1. 株式及び債券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成12年5月10日から10月12日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 129回、売買数量約19万株ほか）。

2. 投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、取得の申込み又は解約の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成12年6月29日から9月25日までの間、取引を受託、執行した（取得の申込み、解約の回数9回、取得の申込、解約の口数776万口）。

会社に対する処分

- ・ 全店の債券の売買に係る業務の停止12日
- ・ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

外務員に対する処分
未 定

| | | | |
|----|------------------------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 <p>1. 大阪支店課長代理は、平成9年7月4日から平成12年9月22日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数81回、売買株数約14万株）。</p> <p>2. 本店投資コンサルタント部歩合外務員は、平成10年10月1日から平成12年10月30日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。（売買回数1373回、売買株数約371万株）。</p> | <p>外務員に対する処分 未定</p> <p>外務員に対する処分 未定</p> |
| 25 | 13. 5.29 (検査) 近畿 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>光証券本店営業第2部歩合外務員は、平成11年9月1日から平成12年11月26日にかけて、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成11年9月2日から平成12年12月27日までの間、取引を受託、執行した（売買回数319回、売買株数約89万株）</p> | <p>外務員に対する処分 未定</p> |
| 26 | 13. 6. 8 (検査) 東海 | <p>取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>1. アーク証券東京支店専任社員は、平成11年7月頃、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年8月3日から平成12年8月3日までの間、取引を受託、執行した（売買回数113回、売買株数約12万株）。</p> <p>2. 東京支店営業部長は、平成11年11月16日から平成12年7月10日にかけて、顧客との間で、VWA P注文による株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数22回、売買株数約38万株）。</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全店の全ての業務停止2日 ・ 東京支店の株券の売買に係る受託業務の停止1か月 ・ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定、責任の所在の明確化） <p>外務員に対する処分 未定</p> |

| | | | |
|----|------------------------|--|---|
| | | <p>また、同社は、過去行われた東海財務局長の検査において、連続して取引一任勘定取引の契約の締結行為が認められ、その都度指摘を受けている。そのような状況下で行われた上記行為は、証券会社としての管理監督上の重大な過失により実行されたものと認められることから、会社の行為と認められる。</p> | |
| 27 | 13. 6.11 (検査) 関東 | <p>・ 投機的利益の追及を目的とした有価証券の売買</p> <p>山二証券本店投資相談部歩合外務員は、平成4年12月3日から平成12年9月26日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った(売買回数 531回、売買株数約 107万株)。</p> | <p>外務員に対する処分 未 定</p> |
| 28 | 13. 6.12 (検査) 近畿 | <p>取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>1. 国際証券大阪支店資産運用部長は、平成12年10月12日から平成13年1月18日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格、又は数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成12年10月13日から平成13年1月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数64回、売買株数約24万株)。</p> <p>2. 大阪支店資産運用部資産運用一課長は、平成9年7月16日から平成12年12月13日にかけて、顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成9年7月17日から平成12年12月18日までの間、取引を受託、執行した(売買回数 168回、売買株数約 125万株)。</p> <p>また、同社は、過去行われた財務局長の検査において、複数回取引一任勘定取引の契約の締結行為が認められ、その都度指摘を受けている。そのような状況下で行われた上記行為は、証券会社としての管理監督上の重大な過失により実行されたものと認められることから、会社の行為と認められる。</p> <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>国際証券は、大阪支店において、平成10年11月、法人顧</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全店(73本支店)の全ての業務停止3日 ・ 大阪支店の株券の売買に係る受託業務の停止1か月 ・ 業務改善命令(内部管理体制の充実・強化、責任の所在の明確化及び人事の刷新、再発防止策の策定、法令遵守意識の徹底に係る研修の実施、社内検査の充実・強化) <p>(この処分内容はこの事案とともに勧告した国際証券大分支店に係る処分を含む)</p> <p>外務員に対する処分 未 定</p> |

客から同社として通常では対応不可能な多額の寄付要請を受けたが、同支店長、同支店資産運用部長及び同部資産運用一課長の関与により、この法人顧客に対しこれを断るに際し、値上がりの蓋然性が高い複数の銘柄の新規公開株式を恣意的かつ特別に配分し、その売買益をもって寄付の代わりとすることとし、平成10年12月、法人顧客の資産運用担当者に対しこの趣旨を申し入れることにより、新規公開株式の買付けを勧誘した。

検査を忌避する行為

国際証券は、大阪支店における今般の近畿財務局長の検査において、

1. 上記取引一任勘定取引の契約を締結する行為に関し、同支店総務部長、同支店資産運用部長及び同部資産運用一課長の関与により、顧客に対し、検査官に取引一任勘定取引の契約の締結の事実がない旨の虚偽の回答を行うよう依頼した。

さらに、同支店総務部長及び同支店資産運用部長の関与により、特定顧客の営業担当者に関する検査官の質問に対し、真実は、資産運用部長自身が顧客の担当者であるにもかかわらず、他の者がこの顧客の担当者であると回答し、事実を意図的に隠蔽した。

2. 上記特別の利益を提供することを約して勧誘する行為に関し、同社執行役員・管理統括部長及び同支店資産運用部資産運用一課長の関与により、新規公開株式の配分理由に係る検査官の質問に対し、事実を意図的に隠蔽した回答を行った。

29 13. 6.12
(検査)
九州

有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為

国際証券は、大分支店長及び同支店投資相談課営業員の関与により、平成12年1月から8月にかけて、新規顧客を開拓するための債券の投資勧誘に当たり、元本が保証されていないにもかかわらず、元本保証であるとの事実と異なる内容を記載したはがきを作成し、これを新規開拓先である多数の個人投資家に交付することにより、虚偽の表示を行った。

会社に対する処分

- ・全店（73本支店）の全ての業務停止3日
- ・大分支店の債券の売買に係る受託業務の停止5日
- ・業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、責任の所在の明確化及び人事の刷新、再発防止策の策

| | | | |
|----|------------------------|--|---|
| | | | <p>定、法令遵守意識の徹底に係る研修の実施、社内検査の充実・強化)</p> <p>(この処分内容はこの事案とともに勧告した国際証券大阪支店に係る処分を含む)</p> <p>外務員に対する処分 未 定</p> |
| 30 | 13. 6.19 (検査) | <p>特別の利益を提供することを約して勧誘する行為</p> <p>ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ ノース パシフィック リミテッドは、</p> <p>1. 平成10年1月から6月までの間、東京支店金融商品部副部長の関与により、複数の法人顧客に対し、顧客の保有するほとんど無価値の償還期日直前の有価証券について、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的とした、有価証券の条件変更をさせるスキームを提示し、顧客が実現損を表面化させないことを可能にすることを約束して有価証券の取引の勧誘を行った。</p> <p>2. 平成7年3月から平成10年6月までの間、東京支店長等の関与により、顧客と投資一任契約をしている注文の発注会社に対し、注文の発注の見返りに金銭の支払いを行うことを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。</p> <p>【勧告参考資料(7)参照】</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支店金融商品部及び金融商品技術開発部の業務の停止3日 ・東京支店の株券の売買に係る受託業務の停止3日 ・業務改善命令(内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化) |
| 31 | 13. 6.22 (検査) 関東 | <p>法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況</p> <p>三田証券は、法人顧客が行う株式の買入れ消却のための自社株式買付けについて、平成11年8月11日にこの顧客と取次ぎに関する基本契約を締結し、8月12日から平成12年5月17日までの間、この契約に基づき顧客から自社株式の買付注文を受託執行することにより、顧客が行う未公表の重要事実である個別具体的な買付けの決定内容の法人関係情報を知ることとなった。</p> <p>同社においては、法人関係情報を取得した場合は、社内規程に基づき自己売買の禁止等の適切な措置を講ずることとなっているにもかかわらず、そのような措置を講じておらず、さらに、自己売買業務の担当者が法人関係情報に基</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令(内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定、責任の所在の明確化) |

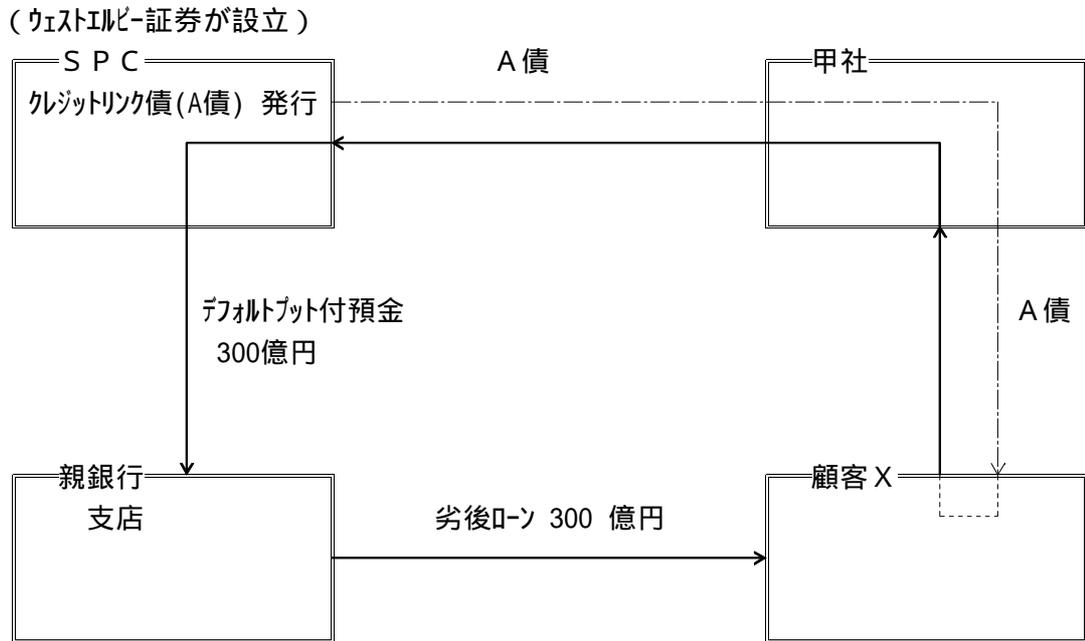
| | | | |
|-----|------------------------|--|---|
| | | <p>づく売買の執行担当を兼務する体制となっている。</p> <p>このような状況下で、同社の自己売買業務の担当者である営業本部長は、平成12年3月27日に、この顧客が自社株式の買付けを行うことを知りながら、自己の計算においてこの銘柄の売買を行っており、同社においては、法人関係情報に係る不公正な取引の防止策が十分でない状況で業務が営まれている。</p> | |
| 3 2 | 13. 6.26 (検査) 関東 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 <ol style="list-style-type: none"> 1. 新和証券の本店法人部営業員は、平成10年4月3日から平成12年11月27日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った(売買回数 224回、売買株数約13万株)。 2. 大阪支店歩合外務員は、平成7年8月16日から平成12年11月27日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買等を多数回にわたり行った(売買回数1670回、売買株数約1533万株ほか)。 | <p>外務員に対する処分 未 定</p> <p>外務員に対する処分 未 定</p> |
| 3 3 | 13. 6.29 (検査) | <p>有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新光証券が、平成12年5月及び7月に売出しを行った上場銘柄の株式を対象とする他社株券償還特約付社債券(E B)の複数の銘柄については、条件決定日以降に対象銘柄の株価が下落して、売出期間中において転換価格を大幅に下回る状況となった。 新光証券は、このようにE Bの売出期間中において、対象株式の株価の下落により、E Bの設定条件が顧客にとって著しく不利となっているにもかかわらず、E Bの勧誘において、投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をしないことにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。 2. また、平成12年7月及び12月に複数のE B等の売出期間経過後における販売に際し、多数の顧客に対し、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、重要な事項について誤解をさせるような表示を行った。 <p>【勧告参考資料(8)参照】</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善命令(内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底、再発防止策の策定、責任の所在の明確化及び投資者への適切な対応) |
| 3 4 | 13. 6.29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 | |

| | | |
|--------------------|--|--------------------------|
| <p>(検査) 東海</p> | <p>丸八証券の東京支店歩合外務員は、平成12年9月8日及び10月25日、複数の顧客の有価証券の売買につき、有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、自己の資金を顧客の口座に入金する方法により、約22万円の財産上の利益を提供した。</p> <p>・取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>同歩合外務員は、平成12年7月7日から10月6日にかけて、複数の顧客との間で、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数7回、売買株数約3万株）。</p> <p>・外務員の職務に関する著しく不適当な行為</p> <p>同歩合外務員は、平成12年5月17日から5月19日の間、顧客の同意を得ずに、顧客の計算により株式の買付けを行った（売買回数11回、売買株数約4万株）。</p> | <p>外務員に対する処分 未 定</p> |
|--------------------|--|--------------------------|

4 勧告参考資料

- (1) ウェストエルビー・セキュリティーズ・パシフィック・リミテッド東京支店（平成12年9月12日）
 - ・特別の利益を提供することを約して勧誘する行為
- (2) 他社株券償還特約付社債券（EB）に関連して行われた証券会社における不適正な取引に対する勧告（ユービーエス・ウォーバーグ・ジャパン・リミテッド東京支店、コメルツ・セキュリティーズ・ジャパン・カンパニー・リミテッド東京支店）（平成13年2月16日）
 - ・実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引
- (3) シー・アイ・ビー・シー・ワールド・マーケッツ（ジャパン）インク東京支店（平成13年3月6日）
 - ・特別の利益を提供することを約して勧誘する行為
- (4) 日興証券（平成13年4月27日）
 - ・有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為
- (5) 東京三菱証券（平成13年5月22日）
 - ・実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引
- (6) 日本グローバル証券（平成13年5月22日）
 - ・有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (7) ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ ノース パシフィック リミテッド（平成13年6月19日）
 - ・特別の利益を提供することを約して勧誘する行為
- (8) 新光証券（平成13年6月29日）
 - ・有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

<取引概念図>



親銀行 支店が顧客Xに劣後ローン 300億円を供与。

ウェストエルビー証券設立のSPCが当該劣後ローンに係る貸付債権のクレジットリンク債（A債）を発行し、甲社経由で顧客Xに販売。

クレジットリンク債（A債）は、親銀行 支店の顧客X向け劣後ローンが債務不履行となった場合、繰上償還が行われ、債券の元金の代わりに、顧客X向け劣後ローンの貸付債権（無価値の債権）による現物償還がなされるものである。

SPCは、親銀行 支店に300億円のデフォルトプット付預金を預入れ。

このデフォルトプットは、親銀行 支店の顧客X向けの劣後ローンに債務不履行が起こった場合、保有している劣後ローンの貸付債権（無価値の債権）を、SPCが300億円の預金で買い付ける義務を負う仕組みのものである。

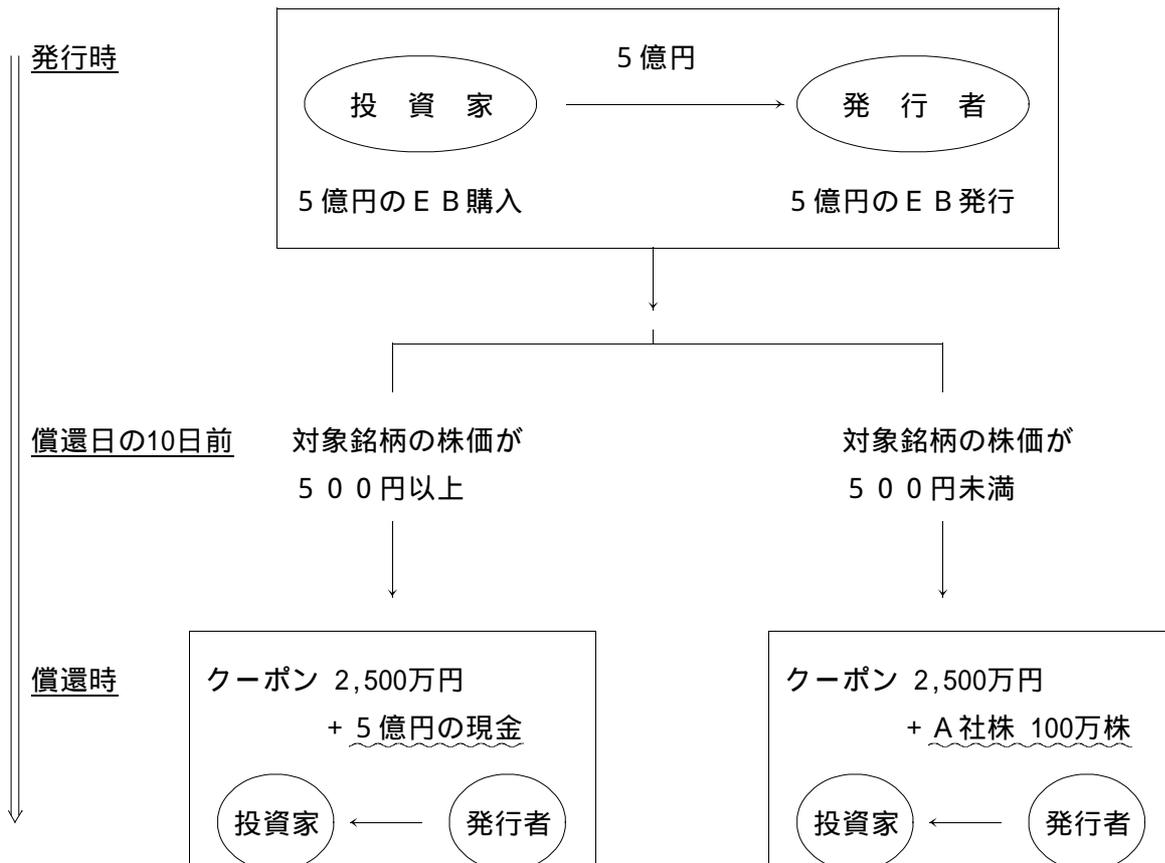
顧客Xの一連の取引は、外見上、親銀行 支店からのソルベンシー・マージン比率の向上のための劣後ローンの受入れと、甲社からの債券の購入ということになっているが、実態は、顧客Xが劣後ローンの返済不能に陥った場合には、顧客Xが保有しているA債は、返済不能の貸付債権による償還が行われることとなり、顧客自身のリスクを顧客自身が保有していることとなる。

一方、親銀行 支店は、リスクの高い劣後ローンを実行しているが、当該信用リスクは、顧客Xが保有するA債を活用したデフォルトプット付預金の受入れにより担保されている。

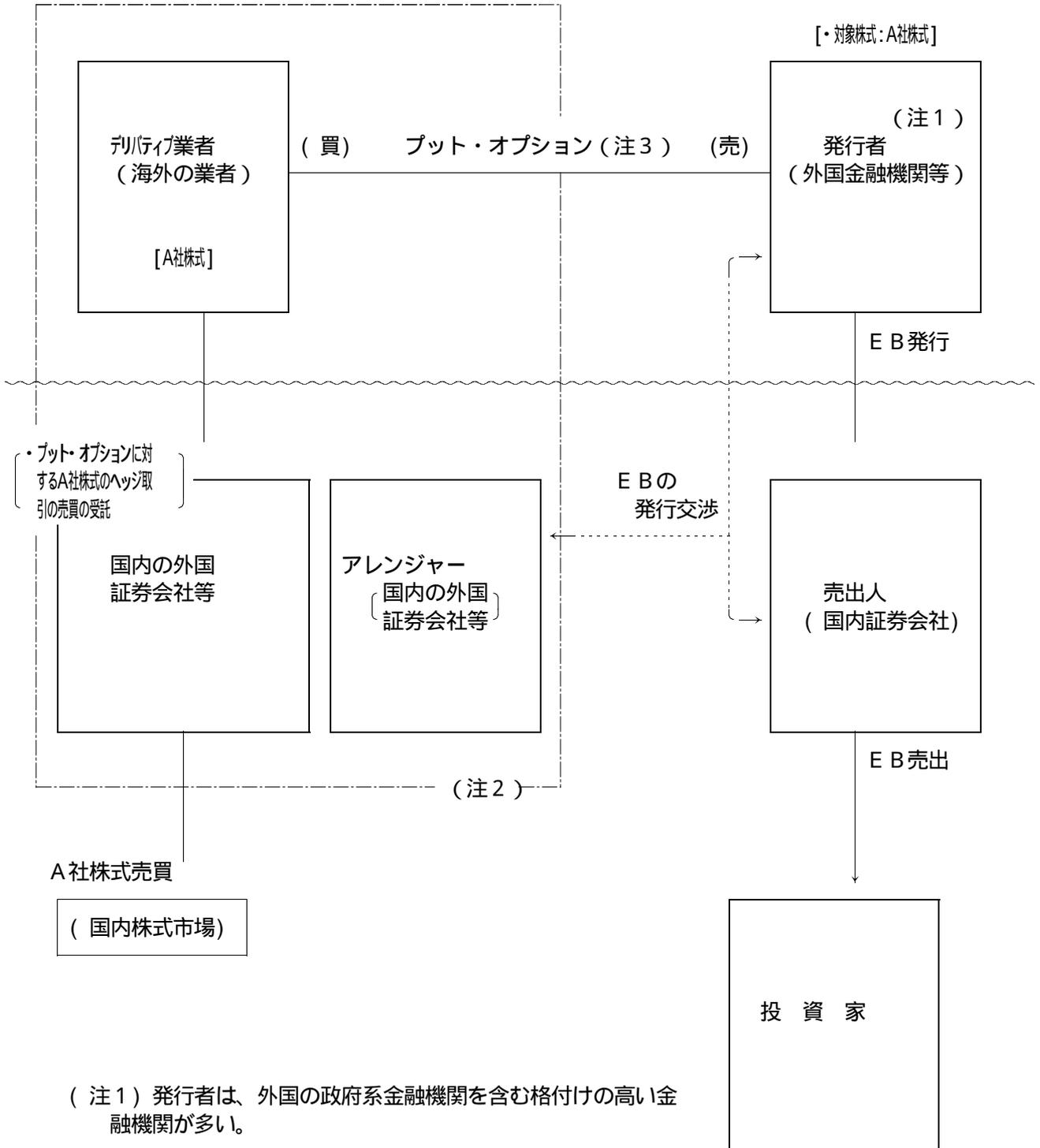
E Bの商品特性（一般例）

（商品例）

種別：ユーロ円債（発行企業により条件が異なる）
 発行額：5億円
 一券面額：50万円（500円×1,000株（1単位））
 年限：6カ月
 クーポン：年換算10%
 償還条件：(1) 償還日10営業日前の対象銘柄が500円以上のとき
 ・・・・一券面額（50万円）で計5億円
 (2) 償還日10営業日前の対象銘柄が500円未満のとき
 ・・・・5億÷500＝100万株の対象銘柄で償還
 対象銘柄：A社株



E Bの仕組み



(注1) 発行者は、外国の政府系金融機関を含む格付けの高い金融機関が多い。

(注2) アレンジャー、デリバティブ業者及びデリバティブ業者から注文を受けてヘッジのための対象株式の売買を行う国内の外国証券会社等は、同一のグループ会社である場合が、一般的である。

(注3) プット・オプションの買い
 プット・オプションの買い手は、株価が行使価格を下回った場合に行使価格で株式を売却できる権利を取得する。

株価とクーポン、償還対象の関係(例)

(商品例)

種別 : ユーロ円債 (発行企業により条件が異なる)

発行額 : 5 億円

一券面額 : 50 万円 (500円 × 1,000 株 (1 単位))

年限 : 6 カ月

クーポン : 年換算 10 %

ボーナス・クーポン : 年換算 10 % } ボーナス・クーポン判定価格 800 円
 評価日 : 償還日 10 営業日前

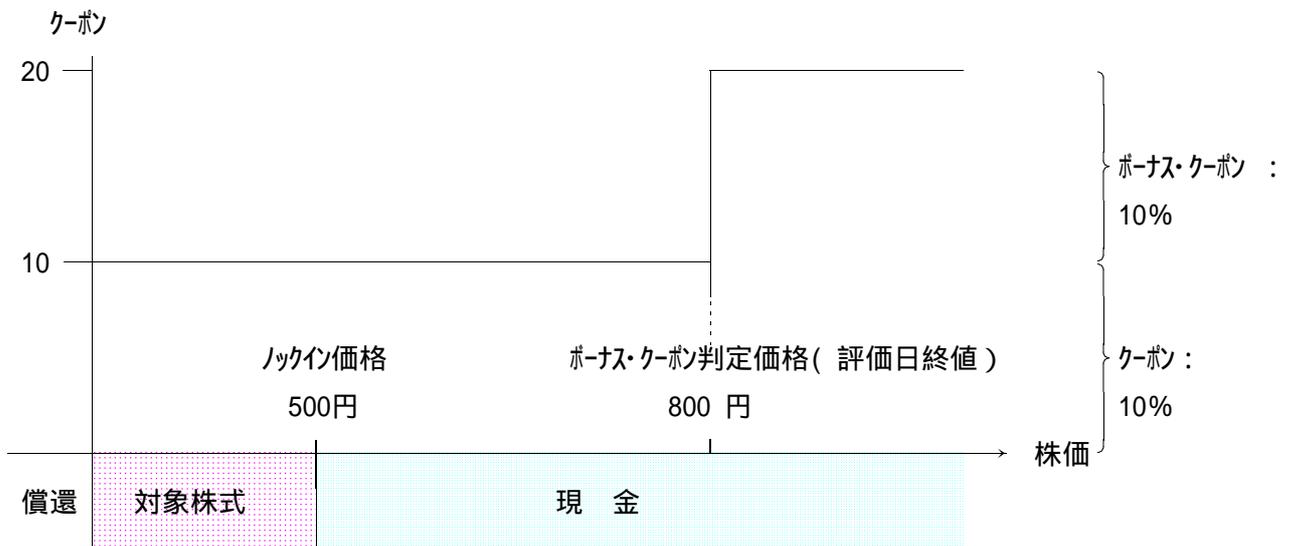
償還条件 : (1) 償還日 10 営業日前の対象銘柄が 500 円以上のとき

..... 一券面額 (50 万円) で計 5 億円

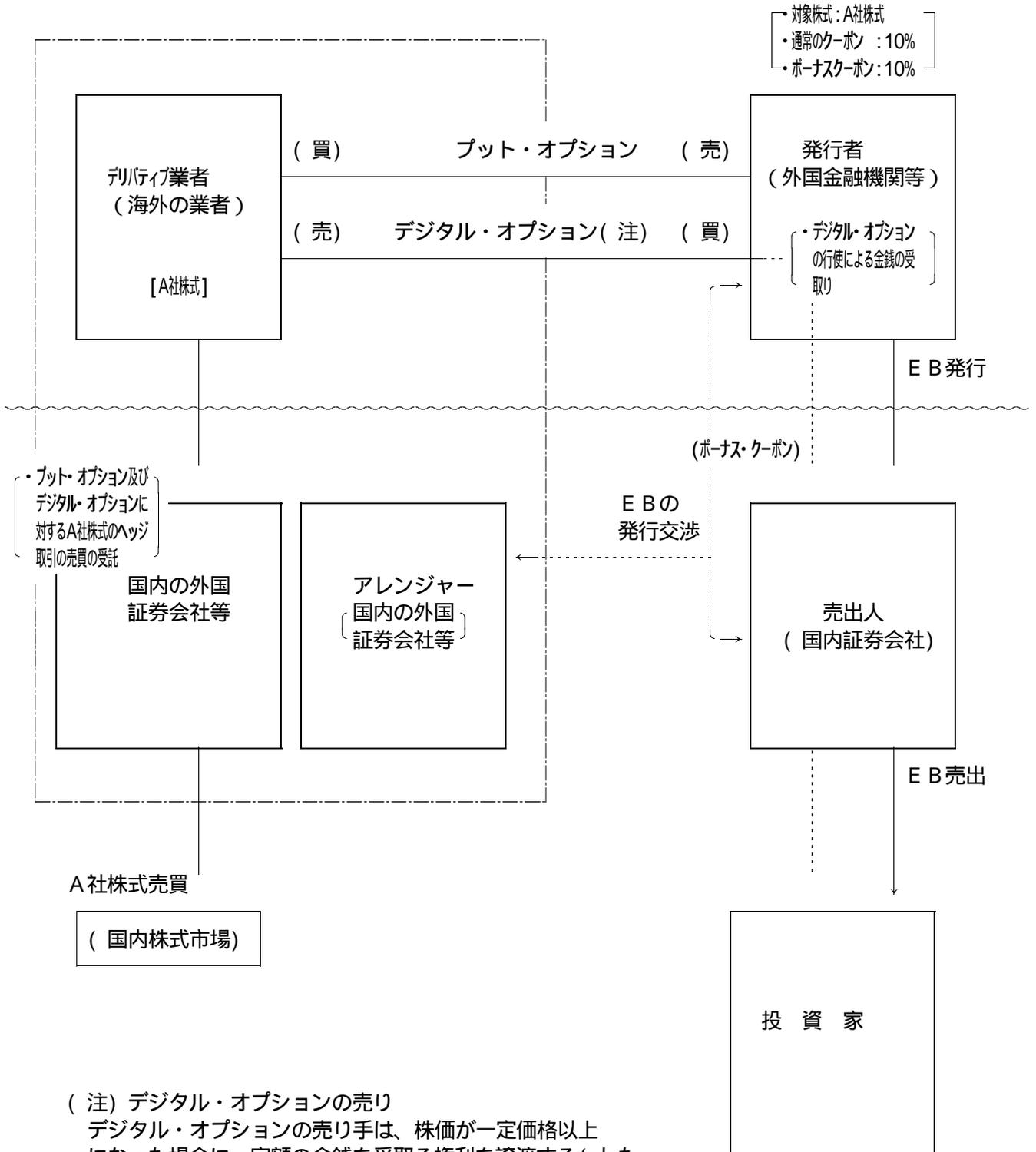
(2) 償還日 10 営業日前の対象銘柄が 500 円未満のとき

..... $5 \text{億} \div 500 = 100 \text{万株}$ の対象銘柄で償還

対象銘柄 : A 社株

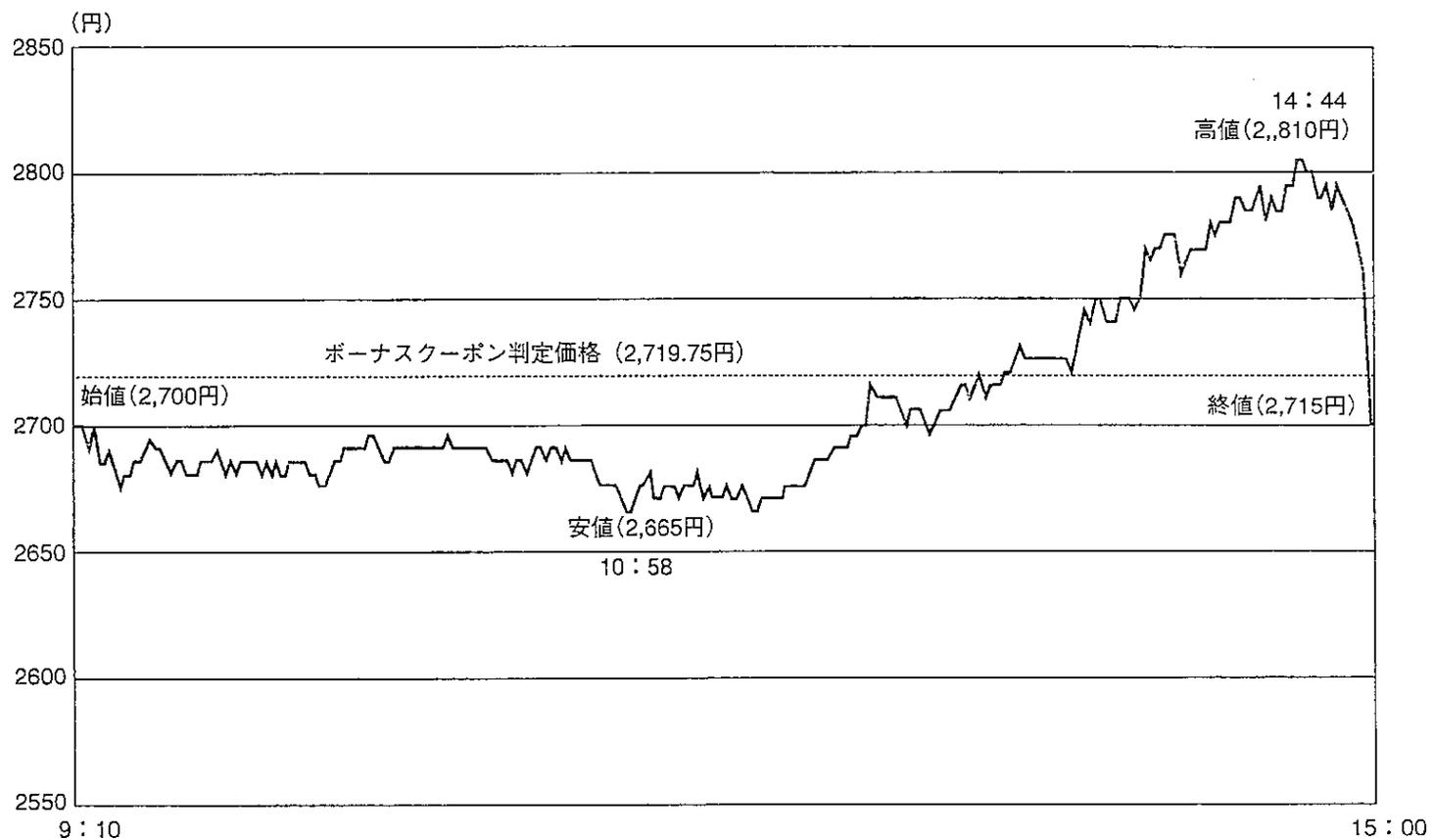


E B [ボーナス・クーポン付型] の仕組み

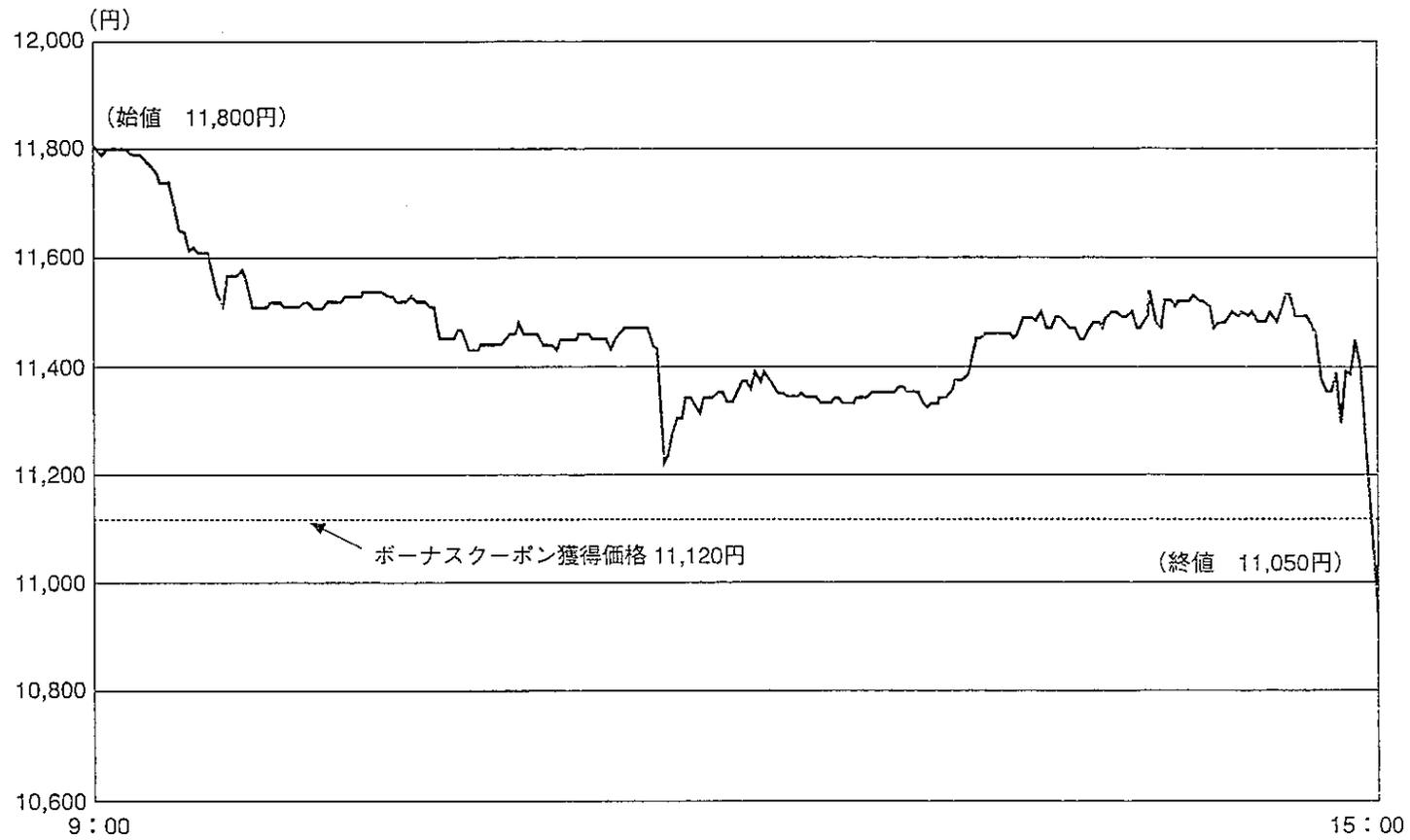


(注) デジタル・オプションの売り
 デジタル・オプションの売り手は、株価が一定価格以上になった場合に一定額の金銭を受取る権利を譲渡する(したがって、売り手は、権利行使されれば金銭の支払い義務が生ずる。)

UBS証券の事案に係るEBの対象株式の株価の推移（平成12年5月10日）

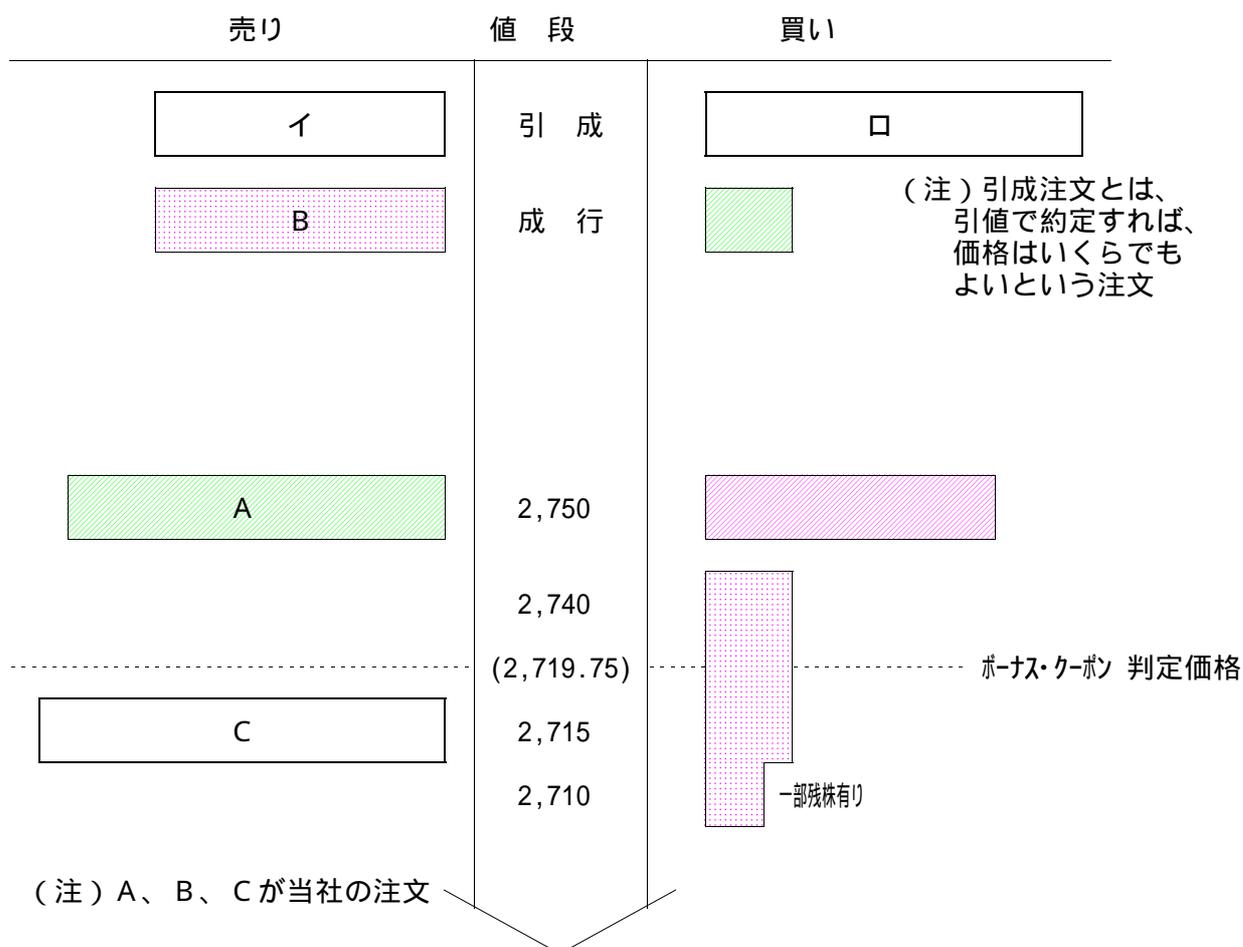


コメルツ証券の事案に係る EB の対象株式の株価の推移 (平成12年 8 月15日)



(参考)

作為的相場の形成状況(概略)



・取引経過

14:59 という大引け直前の時間帯に、市場に出されている成行の買い注文と2,750 円の買い注文に売り向かうため、2,750 円の売り注文をA数量発注し約定を成立させた。

これにより株価は2,750 円となるとともに、2,750 円以上の買い注文が市場には無い状態となった。

さらに続けて、B数量の成行売り注文を発注し、市場に出されている2,740 円から2,710 円までの買い注文と約定を成立させ、株価を2,740 円からボーナス・クーポン判定価格を下回る2,710 円まで引き下げ、これにより 2,710円を上回る指値の買い注文が市場には無い状態となった。

上記、により、2,710 円を上回る買い注文が市場には無い状態となったところに、さらに2,715 円の大量の引け指値の売り注文(C)を発注することにより、その後、2,715 円以上の高い買い注文が発注されたとしても、終値は 2,715円となるような状態にした。

(注) 引け指値注文とは、引値で当該価格で約定するという注文。

以上の結果、当日の当該株式の終値は、「引成のイ及びCの一部」の売り注文と「引成のロ」の買い注文が約定し、2,715 円となった。

E B（他社株券償還特約付社債券）に関する調査の概要

1．調査目的

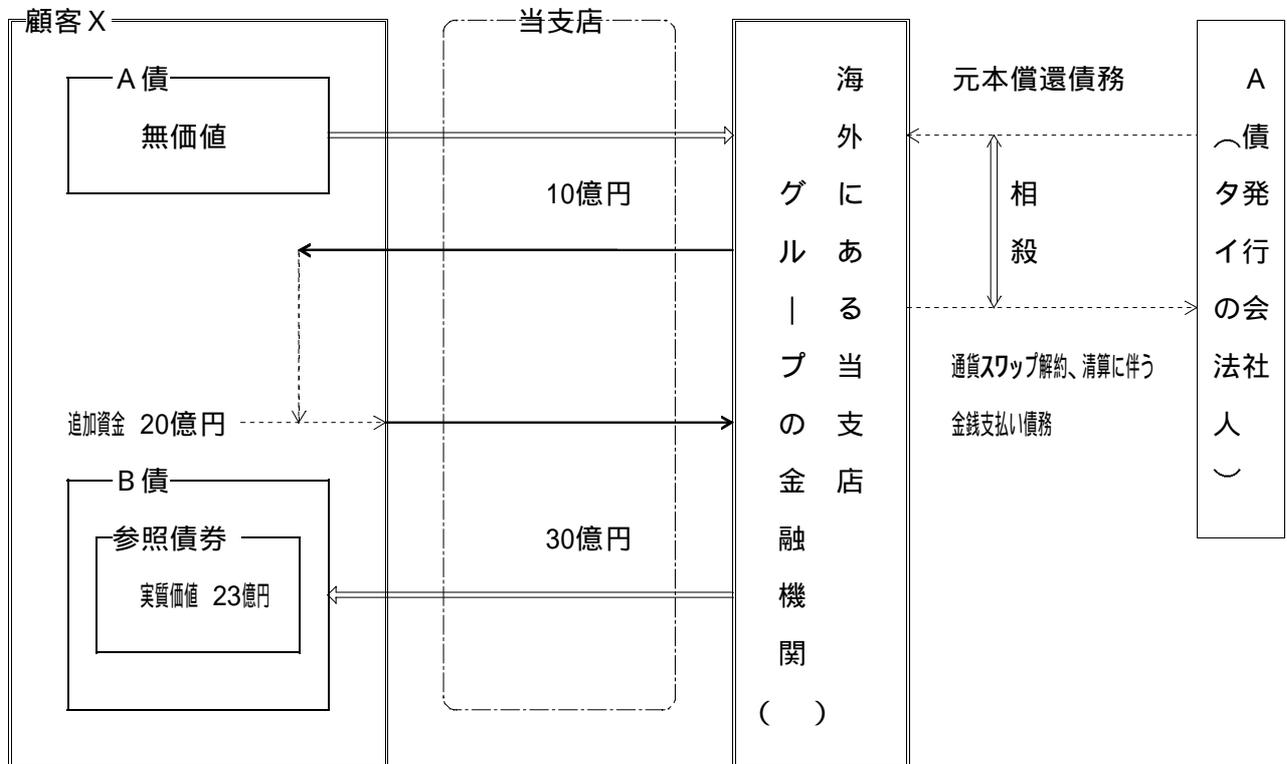
- (1) E Bの一般的な形は、償還日までの特定日等に対象銘柄が一定の価格以上であれば額面をそのまま金銭で償還し、逆に一定価格未満であれば、対象銘柄を一定の株数で償還される商品である。
- (2) 最近では、含み損を抱えた株式で償還されるリスクも指摘されており、また、ボーナス・クーポンが付いたE Bも発行されているが、それらは高い利率が期待できる反面、相場の変動によりボーナス・クーポンが付かなかったケースもある。
- (3) 最近の証券会社に対する検査においても、E Bに関連する問題点が散見されており、また、一般投資家等からE Bに関連する情報提供も見られることから、今般、個別のE Bの内容について調査を行ったものである。
- (4) 今回の調査によって、個別のE Bの内容を把握するとともに、証券会社に対する検査やE B対象銘柄の価格形成の審査に当たっての重要な資料とするものである。

2．調査内容等

- (1) 対象債券：平成12年中に発行された売出金額の総額が5億円以上のE B
- (2) 対象会社：これまでにE Bの売出人となったことのある証券会社を含む大手、準大手証券会社等の40社
- (3) 主な調査項目：発行者、アレンジャー、対象銘柄、発行日、償還期限、ノックイン価格、ボーナス・クーポン判定価格、評価日等
- (4) 報告依頼日：平成13年1月25日

<取引形態>

A債の一部引渡しにより相殺



顧客 X が A 債（無価値）を海外にある当支店グループの金融機関 に額面金額10億円で売り付ける

顧客 X は、A 債売却代金10億円に現金20億円を追加し、額面30億円の B 債を買い付ける

顧客 X の追加資金は20億円であるにもかかわらず、3 億円を金融機関 が負担して、合計23億円相当の参照債券を B 債に組み込み、取得させている

（注）金融機関 の3 億円の負担について

イ) 金融機関 は別途、A 債発行会社との間で通貨スワップ契約（円・タイバーツ通貨スワップ）を締結していたが、A 債の償還期日前に発行会社が債務不履行を起こし、また、折からのタイバーツ暴落により、当該スワップ契約解約を決定した。

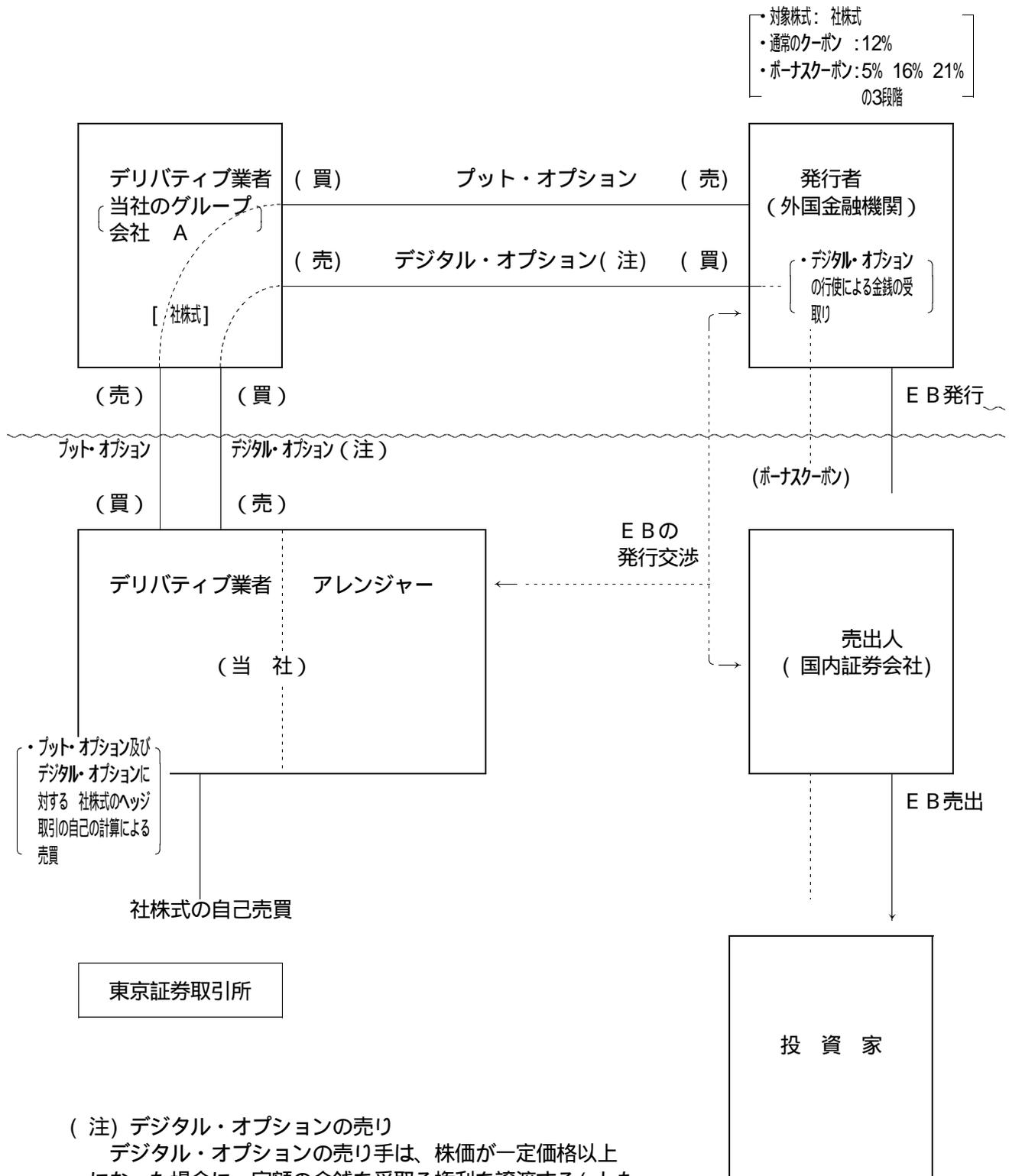
ロ) このため金融機関 は、発行会社に対し、タイバーツ暴落に伴う金銭の支払い義務が生ずることになった。

ハ) 金融機関 は、この自らの金銭支払い債務を発行会社側の債務（元本償還債務）である A 債で相殺するため、A 債を取得できる本スキームにおいて3 億円を負担した。

外国債券の概要

| | A社発行債券 | B社発行債券 |
|--------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 発行体 | 海外法人 | 海外法人 |
| 債券の種類 | ユーロ円建リパッケージ債 | ユーロ円建無担保社債 |
| 発行額 | 403億円 | 509億円 |
| 発行時期 | 8年4月～9年8月 | 8年11月～9年10月 |
| 銘柄数 | 67銘柄 | 27銘柄 |
| 取引件数 | 133件 | 32件 |
| うち 虚偽表示に係るもの | | |
| 発行額 | 149億円 | 5億円 |
| 銘柄数 | 19銘柄 | 1銘柄 |
| 取引件数 | 55件 | 1件 |
| 虚偽の内容 | | |
| 外国証券内容説明書 | 「スワップの相手先及び格付」欄 「他の債務との弁済順位の関係」欄 | ————— 「他の債務との弁済順位の関係」欄 |
| タームシート | 「為替のリスクヘッジ」の相手方及び格付 | ————— |

本件E B [ボーナス・クーポン付型] の仕組み



本件EBの概要

対象株式 : 社株式

発行者 : 海外の金融機関

売出人 : 国内準大手証券会社

販売額 : 約66億5千万円

額面金額 : 10,000円

転換株価 : 12,800円

発行日(償還日) : 平成12年7月24日(同13年1月24日)

クーポン : 年率12%

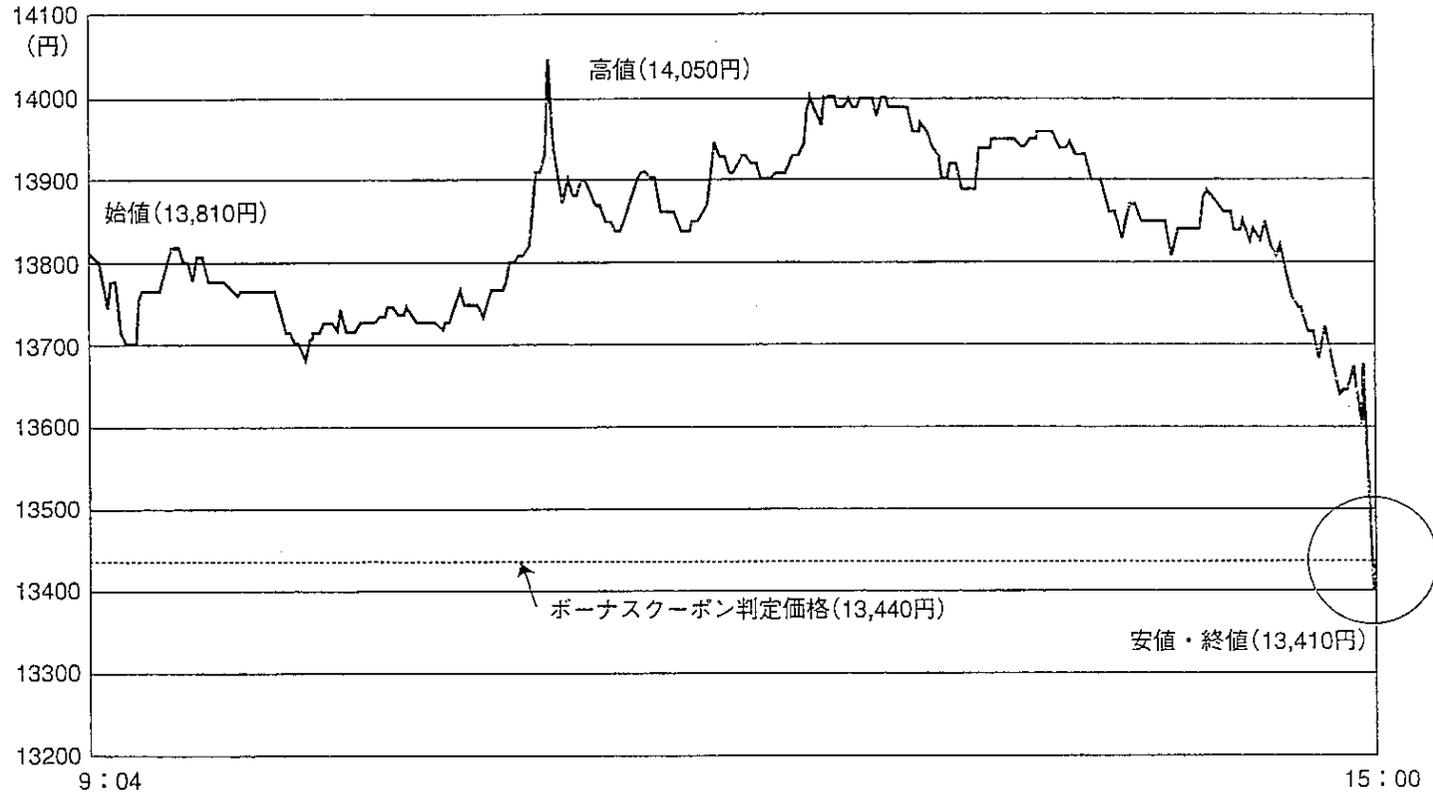
ボーナスクーポン : 年率5%、16%、21%の3段階

| | |
|---|---------------------|
| ┌ | 5%の判定株価12,800円 |
| | 16%(+11%) # 13,440円 |
| | 21%(+5%) # 14,080円 |

償還条件及びボーナスクーポン判定日(判定に使用する株価)

: 平成13年1月17日(東証終値)

当該 EB の対象株式の株価の推移 (平成13年 1 月17日)



本件作為的相冊成に係る発注状況

| 発注時刻 | 発注株数 | 売却予定 の残株数 | 直前値 (a) | 発注値 (b) | (b)-(a) | |
|-------|---|----------------------------|---------------------|----------------|--------------|-------------------|
| ~ | | | | | | |
| ~ | | | | | | |
| | <p>10万株発注以降の注文</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>当時の大引けにおける 平均約定数量(2万株前後)</p> | 10万株発注直前 : <u>約46千株</u> | | | | |
| 14:59 | 10万株 | | 13,520 ~ 13,550円 | 13,430円 引指し | 90 ~ 120円 | 不出来 |
| 14:59 | 1万株 | | 13,530 | 成行 | — | |
| 14:59 | 1万株 | | 13,520 | 成行 | — | |
| 14:59 | 2万株 | | 13,520 | 13,400 | 120 | 大引け出来値 13,410円 |

A株を対象とするEBの概要

発 行 者：海外の金融機関

売 出 人：当社

発 行 額：90億円

売出価格：額面100千円につき100千円（最低販売券面額500千円）

行使価格：3,462千円

発行日（償還日）：平成12年5月（同12年8月）

売出期間：平成12年5月22日～5月25日

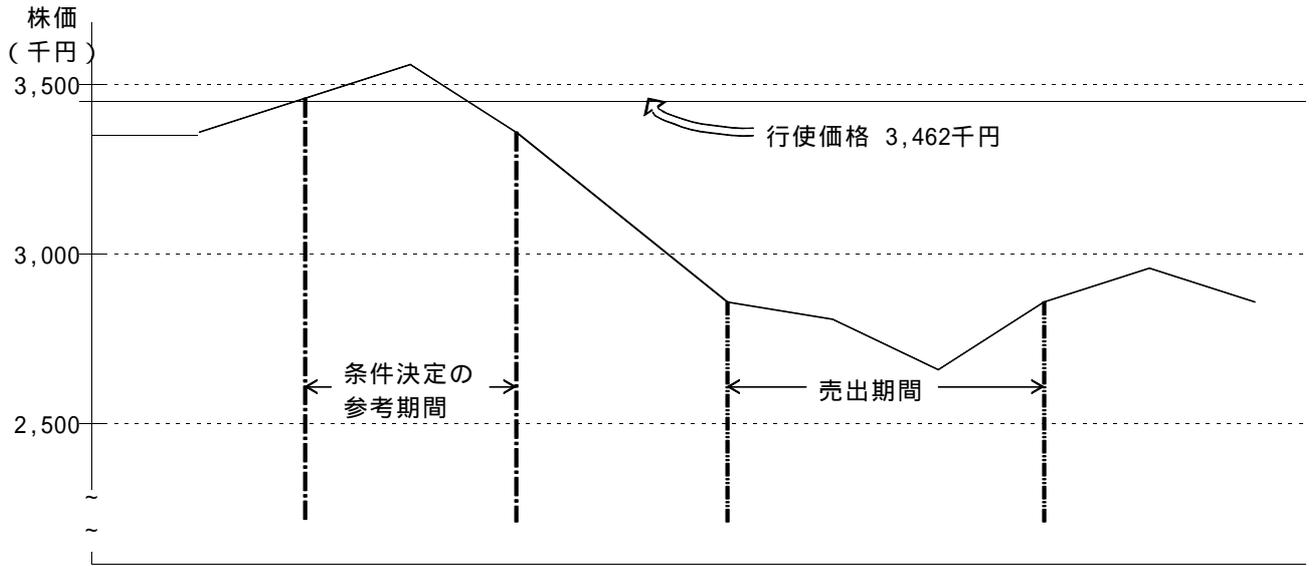
クーポン：年率20%

ボーナスクーポン：年率10% { 12年5月19日から8月18日の間に1回でも
3,808,200円以上をつけた場合 }

償還条件決定日：平成12年8月18日（東証終値）

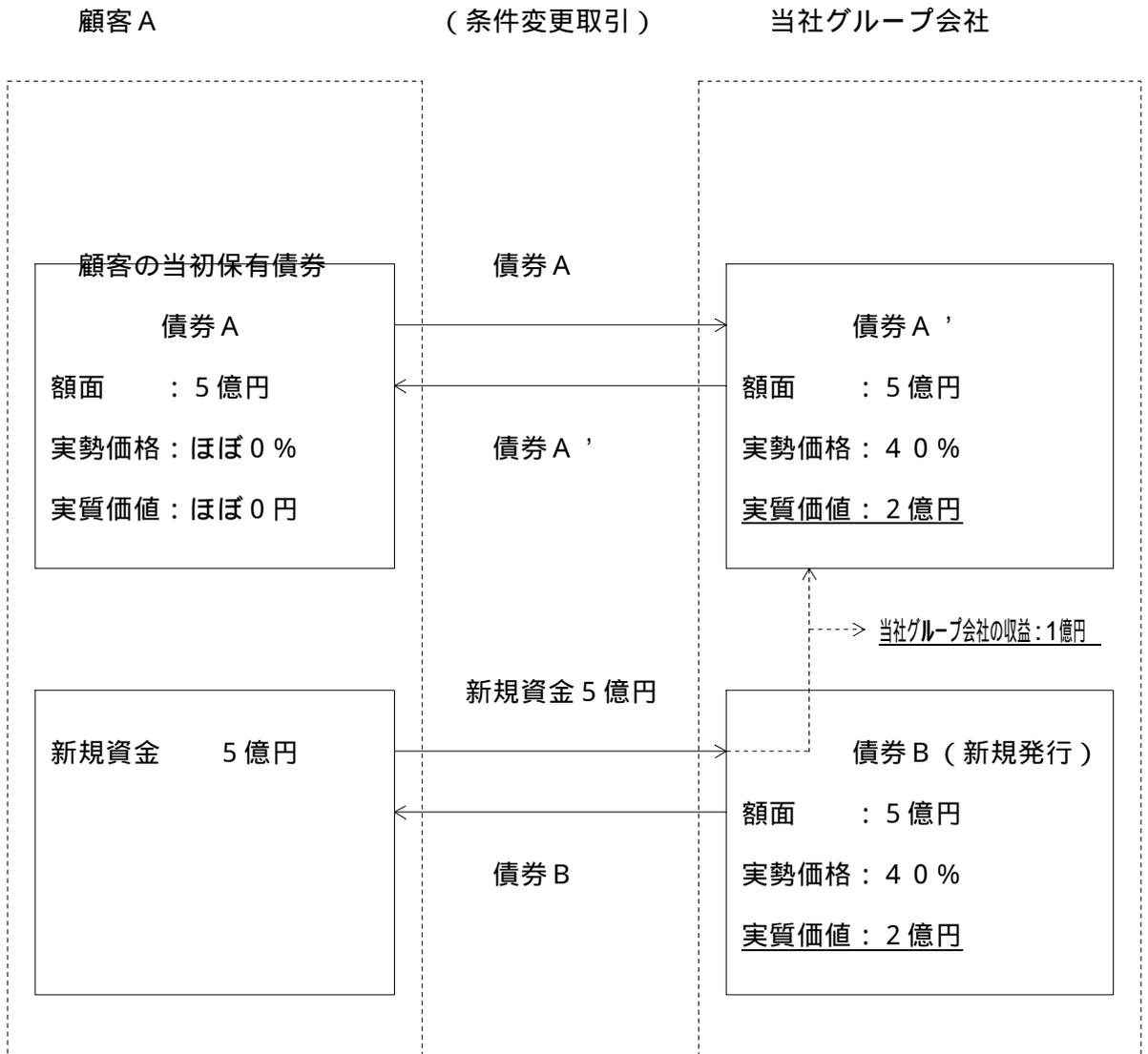
実際の償還状況：株式償還（償還条件決定日の終値2,690,000円）

A株の株価の動き（終値）



| | H 12 | 5/15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 29 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 始 値 | 3,340 | 3,390 | 3,600 | 3,380 | 3,220 | 2,890 | 2,870 | 2,690 | 2,870 | 2,870 | 2,930 | |
| 高 値 | 3,370 | 3,500 | 3,620 | 3,430 | 3,260 | 2,960 | 2,930 | 2,790 | 2,940 | 3,010 | 2,960 | |
| 安 値 | 3,310 | 3,330 | 3,490 | 3,350 | 3,040 | 2,800 | 2,720 | 2,590 | 2,830 | 2,860 | 2,820 | |
| 終 値 | 3,340 | 3,460 | 3,530 | 3,350 | 3,120 | 2,840 | 2,800 | 2,670 | 2,830 | 2,970 | 2,850 | |

(取引概念図)



A株を対象とするEBの概要

発行者：海外の金融機関

売出人：当社

売出総額：約22億円

売出価格：1,104千円

転換価格：1,104千円

発行日（償還日）：平成12年5月30日（同12年8月30日）

売出期間：平成12年5月25日～5月30日

クーポン：年率最低8%～最大約18%

ボーナス・クーポンが得られない場合で、かつ評価日の株価が1,104,000円以上の場合は、当日の株価の水準を基に一定の計算により算出。

ボーナス・クーポン：年率10%
12年5月30日から8月18日の間に1回でも1,214,000円以上をつけた場合

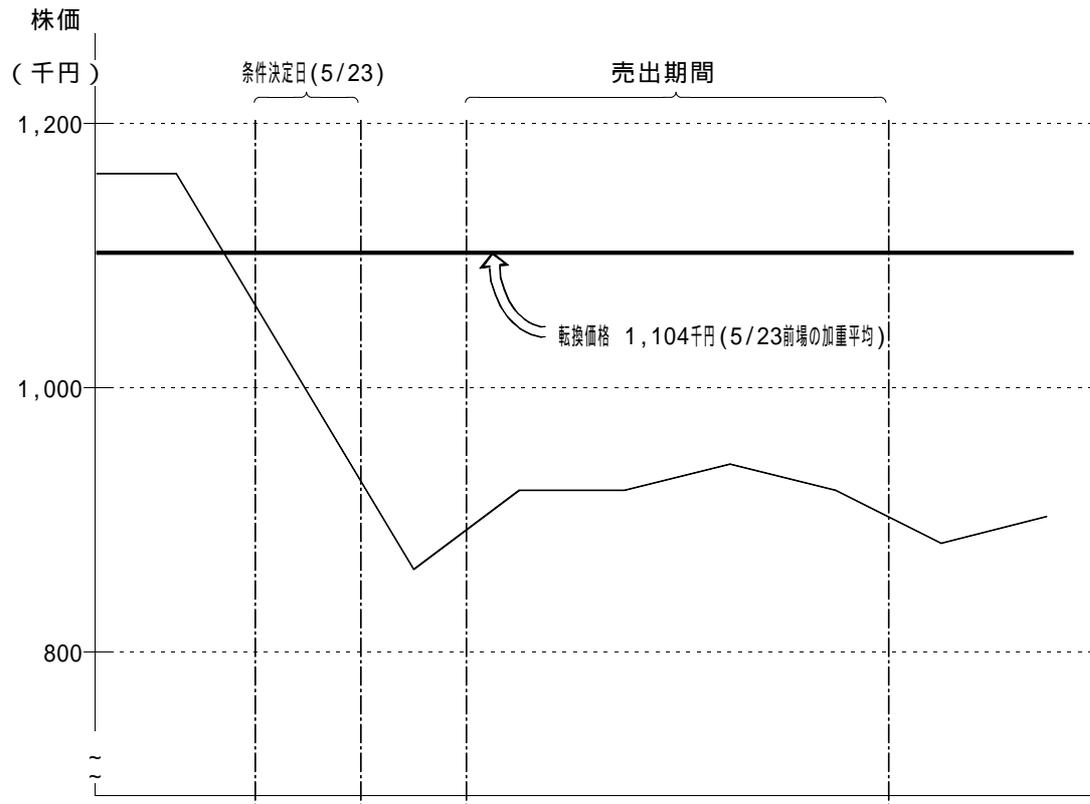
評価日（償還条件の決定）：平成12年8月18日

当日の東証終値が1,104,000円以上であれば現金償還、同株価を下回れば株式償還となる。
ただし、12年5月30日から8月18日の間に1度でも1,214,000円以上をつけた場合は現金償還とともにボーナス・クーポンが確定する。

実際の償還等の状況：株式償還（評価日の終値1,080,000円）

クーポン8%

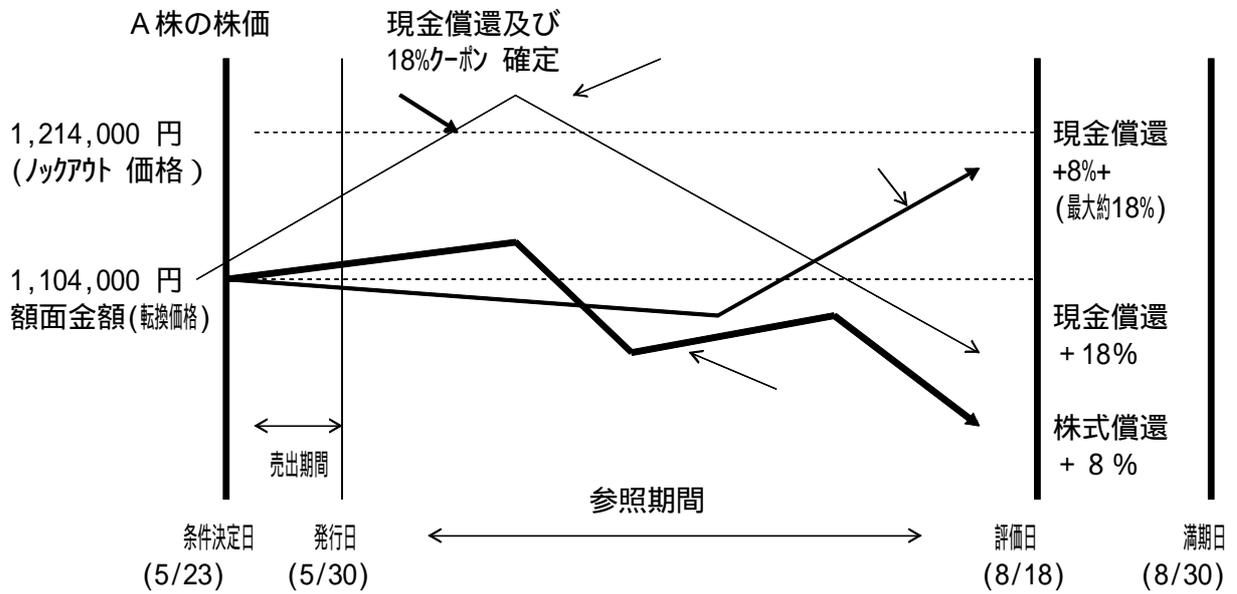
A株の株価の動き（終値）



H 12 5/22 23 24 25 26 29 30 31 6/1

| | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 始 値 | 1,180 | 1,120 | 920 | 912 | 915 | 924 | 950 | 950 | 894 |
| 高 値 | 1,190 | 1,130 | 925 | 953 | 921 | 955 | 960 | 955 | 910 |
| 安 値 | 1,120 | 998 | 870 | 904 | 880 | 924 | 930 | 891 | 893 |
| 終 値 | 1,160 | 1,000 | 872 | 917 | 919 | 950 | 930 | 893 | 910 |

A株を対象とするE Bの償還時の状況



2 - 4 建議実施状況一覧表

1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

| | |
|-----------------|--------------------|
| 区 分 | 4年7月 ～ 13年6月 |
| 検査結果に基づく建議 | 1 |
| 犯則事件調査の結果に基づく建議 | 3 |

2 建議事案の概要一覧表

| 建議 年月日 | 建議の内容 | 措置の状況 |
|-----------|--|---|
| 6.6.14 | 重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。 | 日本証券業協会は、登録審査に関し、証券会社と公認会計士等との十分な連携、審査項目の見直し、申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。 |
| 9.12.24 | 大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。 | 各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。 |

| | | |
|----|--|--|
| 建議 | | |
|----|--|--|

| 年月日 | 建 議 の 内 容 | 措 置 の 状 況 |
|----------|---|---|
| 11.12.21 | <p>日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p> | <p>大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。</p> |
| 12. 3.24 | <p>証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。</p> | <p>金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。</p> |

2 - 5 取引審査実施状況一覧表

(単位:件)

| 区 分 | 7年7月 ~ 8年6月 | 8年7月 ~ 9年6月 | 9年7月 ~ 10年6月 | 10年7月 ~ 11年6月 | 11年7月 ~ 12年6月 | 12年7月 ~ 13年6月 |
|------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 価格形成に関するもの | 158 | 113 | 124 | 104 | 78 | 62 |
| 内部取引に関するもの | 54 | 74 | 59 | 165 | 236 | 190 |
| そ の 他 | 3 | 9 | 20 | 6 | 12 | 13 |
| 合 計 | 215 | 196 | 203 | 275 | 326 | 265 |
| 委 員 会 | 132 | 115 | 112 | 171 | 227 | 144 |
| 財 務 局 等 | 83 | 81 | 91 | 104 | 99 | 121 |

3 自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

3 - 1 日本証券業協会の組織及び業務

(1) 組織

日本証券業協会は、有価証券の公正な売買取引と投資者の保護に資する目的で、証券会社及び外国証券会社並びに登録金融機関（平成6年4月1日特別会員として加入）により組織され、証取法の規定に基づいてその設立につき内閣総理大臣の認可を受けた法人である。

（参考）証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成4年7月20日施行）、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣（平成12年7月1日からは金融庁長官）から委任される等の措置が講じられた。

また、登録金融機関についても自主規制体制を整備するための法改正が行われたことに対応して、日本証券業協会において特別会員加入に伴う定款の一部改正等の体制整備が行われ、平成13年6月30日現在、証券業務の登録を受けた金融機関 238機関が特別会員として加入している。

運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心に構成される（3 - 3 参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則
又は取引の信義則の遵守状況の調査

店頭売買有価証券市場の開設、株式及び公社債店頭市場の管
理

証券取引の苦情相談

証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

3 - 2 日本証券業協会の活動状況一覧表

1 監査の実施状況

(1) 会員

(単位：社)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|--------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国内証券会社 | 75 | 71 | 72 | 63 | 70 |
| 外国証券会社 | 17 | 21 | 13 | 17 | 20 |
| 合 計 | 92 | 92 | 85 | 80 | 90 |

(2) 特別会員

(単位：社)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|---------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 都市銀行等 | 9 | 12 | 12 | 13 | 9 |
| 地方銀行 | 21 | 19 | 21 | 22 | 21 |
| 第二地銀協地銀 | 22 | 17 | 21 | 20 | 17 |
| 信用金庫等 | 14 | 13 | 15 | 14 | 10 |
| 生命保険会社 | 6 | 3 | 5 | 6 | 5 |
| 損害保険会社 | 7 | 6 | 7 | 7 | 6 |
| そ の 他 | 2 | 2 | 2 | 4 | 3 |
| 合 計 | 81 | 72 | 83 | 86 | 71 |

(注) 「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行及び政府系・系統金融機関であり、「信用金庫等」とは、信用金庫及び信金中央金庫であり、「その他」とは、短資会社及び外国銀行である。

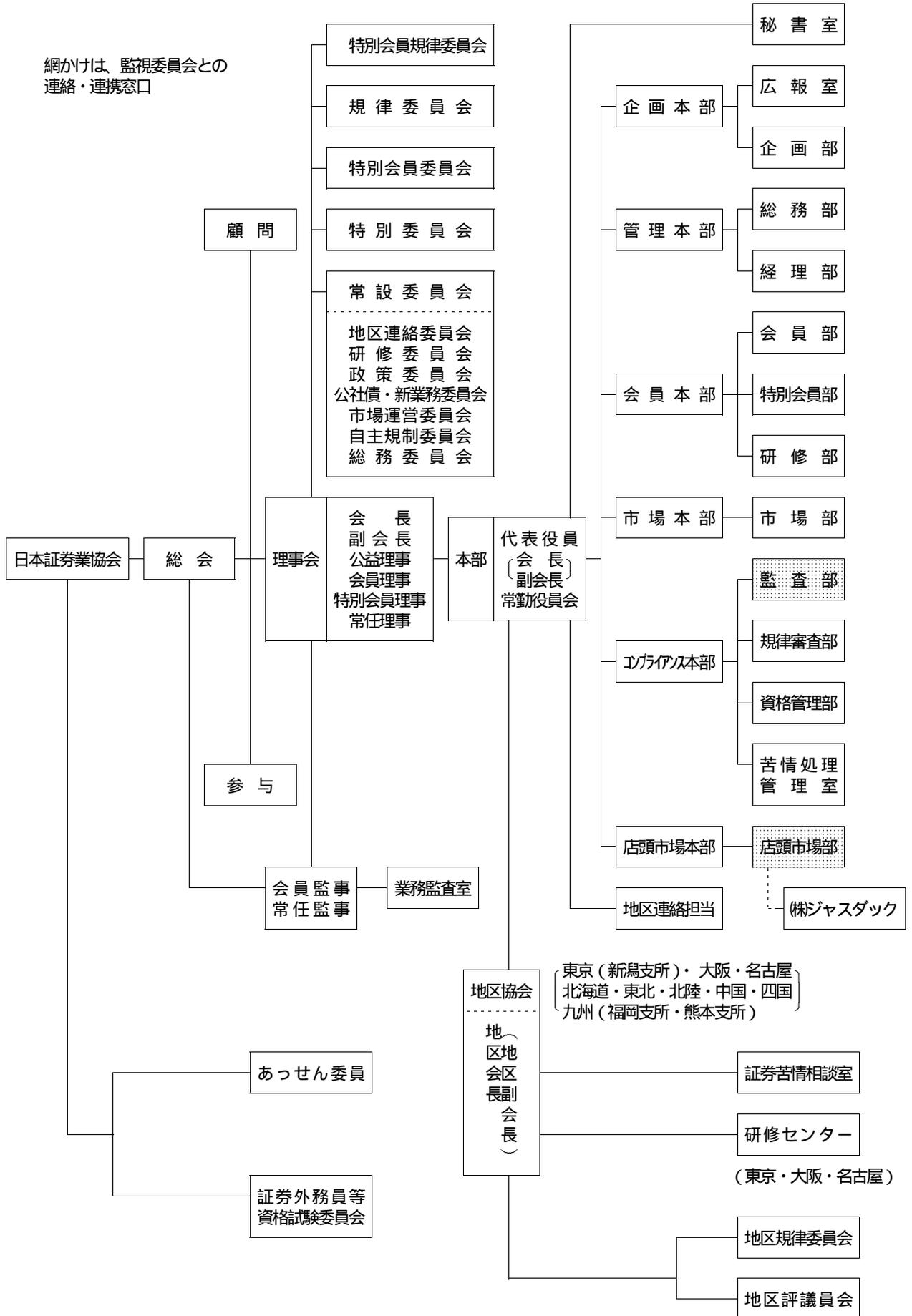
2 売買審査の実施状況

(単位：銘柄)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|-------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 |
| | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 |
| 価格形成に関するもの | 1,663 13 | 1,554 12 | 1,332 12 | 3,480 17 | 2,608 18 |
| 内部者取引に関するもの | 966 52 | 1,217 24 | 1,920 28 | 1,828 29 | 1,886 25 |
| その他の観点 | 9 9 | 33 31 | 30 30 | 19 19 | 19 19 |
| 合 計 | 2,638 74 | 2,804 67 | 3,282 70 | 5,327 65 | 4,513 62 |

(注) 「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3-3 日本証券業協会機構図



3 - 4 証券取引所の組織及び業務

(1) 組織

証券取引所（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌の5証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買等を公正・円滑に行うために必要な市場を開設することを目的として設立された会員組織の法人である。

なお、大阪証券取引所は証取法が改正（平成12年12月1日施行）されたことを受け、平成13年4月1日に株式会社に組織を変更している。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成4年7月20日施行）、「会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査」及び「規則の作成」に関する事項が、定款の必要的記載事項に追加されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られている。

運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決議する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている。

また、組織変更後（株式会社化）後の大阪証券取引所においては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関としての株主総会、重要事項を決議する取締役会、取締役会の諮問に応じる二つの委員会により構成されている（3 - 6、3 - 7参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

会員（または取引参加者）の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

取引所有価証券市場の運営

上場有価証券等の売買等の監理及び決済の管理

上場有価証券等に係る約定値段の掲示及び相場表の公表

有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開示

有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

3 - 5 証券取引所の活動状況一覧表

1 検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|--------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国内証券会社 | 38 | 34 | 25 | 28 | 35 |
| 外国証券会社 | 7 | 4 | 7 | 7 | 10 |
| 特別参加者 | 5 | 5 | 0 | 0 | - |
| 合 計 | 50 | 43 | 32 | 35 | 45 |

（注）上記の計数は終了件数。

（大阪証券取引所）

（単位：社）

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|--------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国内証券会社 | 23 | 20 | 17 | 14 | 15 |
| 外国証券会社 | - | - | - | - | - |
| 特別参加者 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 23 | 20 | 17 | 14 | 15 |

（注）上記の計数は終了件数。

2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位：銘柄、件数)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|-----------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査件数 | 調査件数 |
| | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査件数 | 審査件数 |
| 価格形成に 関するもの | 305 51 | 351 100 | 1,086 765 | 914 126 | 862 116 |
| 内部者取引に 関するもの | 1,826 118 | 1,923 190 | 3,132 233 | 3,104 286 | 3,788 299 |
| その他の観点 | 186 166 | 56 44 | 36 27 | 92 13 | 29 5 |
| 合 計 | 2,317 335 | 2,330 334 | 4,254 1,025 | 4,110 425 | 4,679 420 |

(注)「11年4月～12年3月」期より、集計方法を銘柄数から件数に変更している。

(大阪証券取引所)

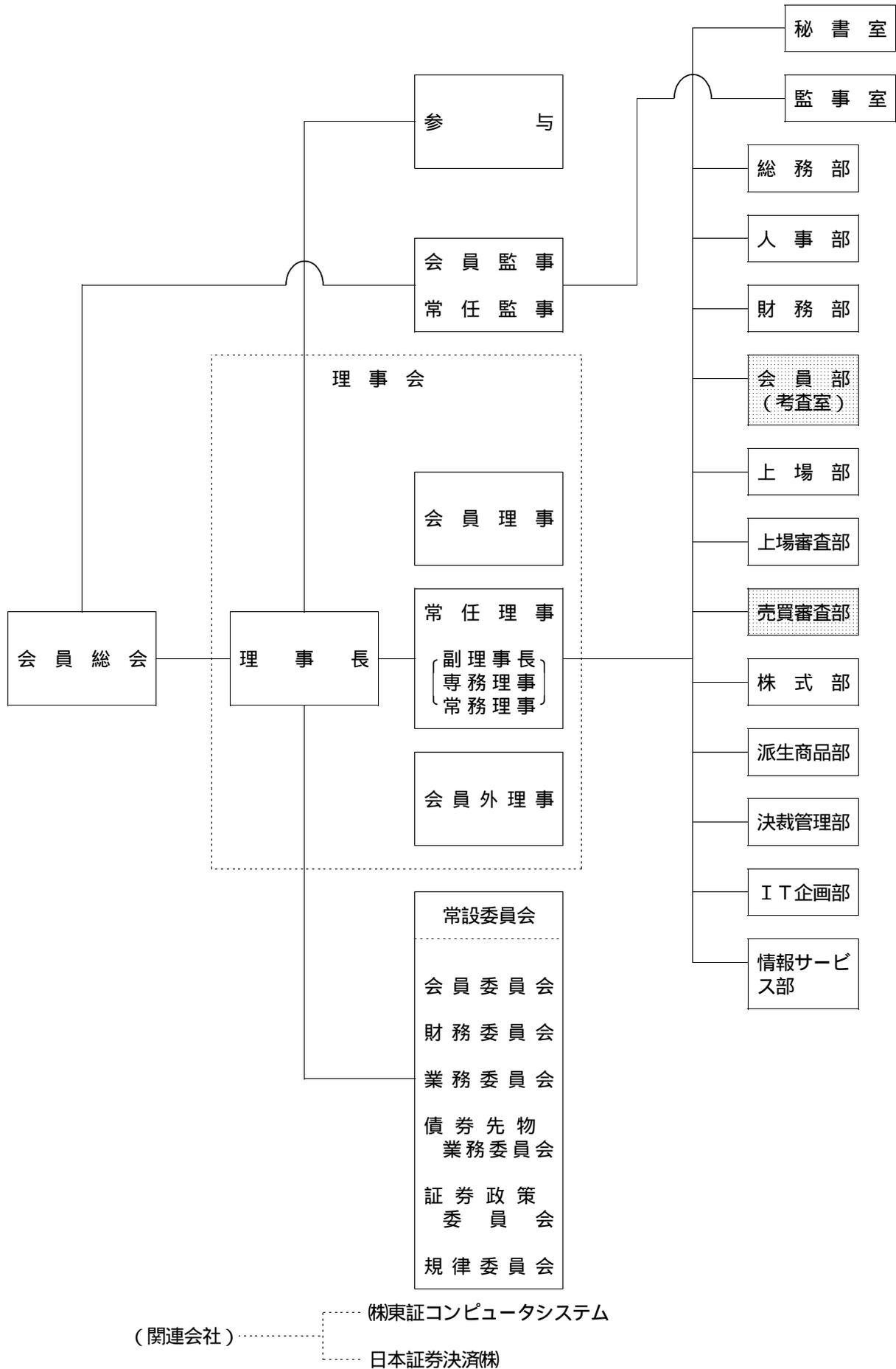
(単位：銘柄)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|-----------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 | 調査銘柄 |
| | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 | 審査銘柄 |
| 価格形成に 関するもの | 211 30 | 164 14 | 141 4 | 1,092 4 | 1,119 8 |
| 内部者取引に 関するもの | 226 7 | 218 9 | 1,471 7 | 1,560 3 | 1,342 5 |
| その他の観点 | 14 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 |
| 合 計 | 451 37 | 382 23 | 1,612 11 | 2,652 7 | 2,461 13 |

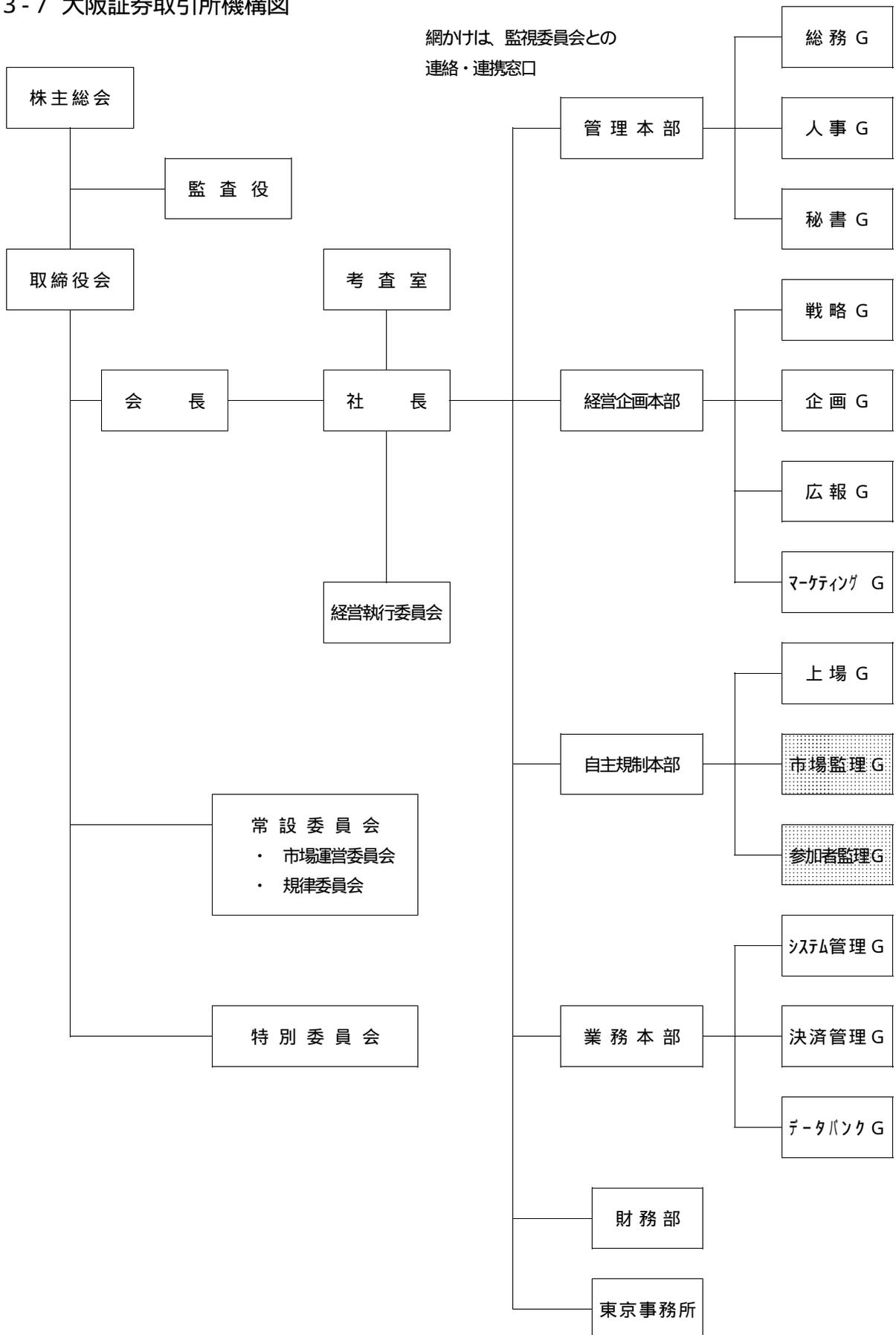
(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3 - 6 東京証券取引所機構図

網かけは、監視委員会との連絡・連携窓口



3-7 大阪証券取引所機構図



3 - 8 金融先物取引業協会の組織及び業務

(1) 組織

金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者により、平成元年8月に設立された法人である。

(参考) 自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され(平成4年7月20日施行)、会員の金先法令等の遵守状況の調査や会員の金先法令等の違反に対する処分の業務が規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される(3-10参照)。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

法令等を遵守させるための指導、勧告

委託者の保護を図るための指導、勧告

会員の金先法、金先法に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

苦情の相談

3 - 9 金融先物取引業協会の活動状況一覧表

監査実施状況

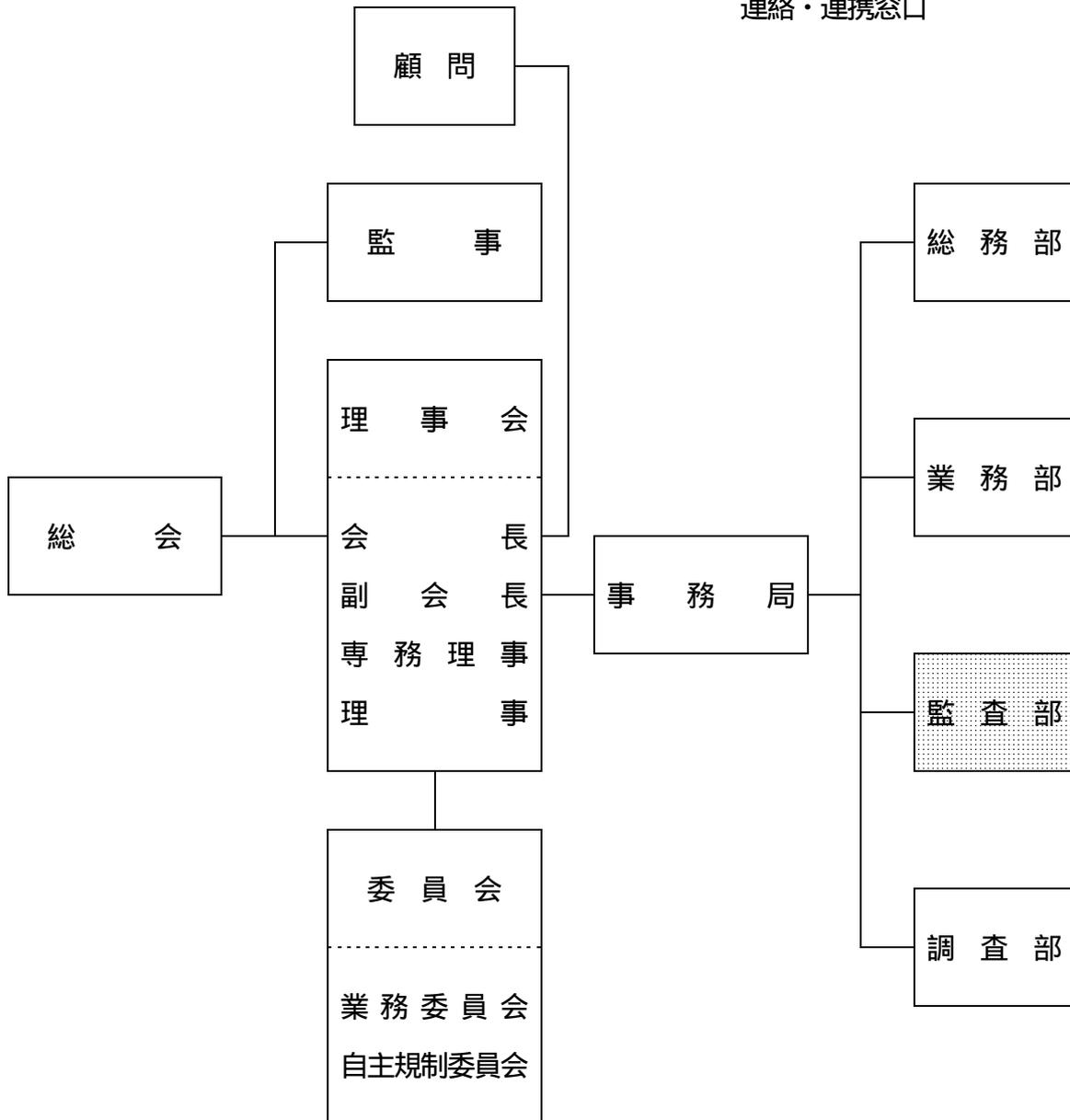
(単位：社)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|-----------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 銀 行 | 6 | 10 | 4 | 5 | 3 |
| 証 券 会 社 | 6 | 7 | 11 | 9 | 7 |
| 短 資 会 社 等 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| そ の 他 | 4 | 1 | 3 | 2 | 5 |
| 合 計 | 19 | 20 | 19 | 17 | 15 |

(注) 「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3 - 10 金融先物取引業協会機構図

網かけは、監視委員会との
連絡・連携窓口



3 - 1 1 東京金融先物取引所の組織及び業務

(1) 組織

東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、平成元年4月、金先法に基づき設立された会員組織の法人である。

(参考) 自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され(平成4年7月20日施行)、会員に対する法令等の遵守状況の調査や法令等の違反に対する処分の業務が明確に規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会、理事長の諮問機関としての常設委員会を中心に構成される(3-13参照)。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

自主規制ルールの制定、実施

会員の金先法令、金先法令に基づく命令等、定款その他の規則
又は取引の信義則の遵守状況の調査

市場における金融先物取引の成立

市場において成立した金融先物取引の清算

3 - 1 2 東京金融先物取引所の活動状況一覧表

考査実施状況

(単位：社)

| 区 分 | 8年4月 ～9年3月 | 9年4月 ～10年3月 | 10年4月 ～11年3月 | 11年4月 ～12年3月 | 12年4月 ～13年3月 |
|---------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 銀 行 | 7 | 8 | 11 | 8 | 9 |
| 証 券 会 社 | 8 | 5 | 5 | 5 | 7 |
| 短 資 会 社 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 17 | 17 | 17 | 16 | 16 |

(注)「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3—13 東京金融先物取引所機構図

網けは 監事委員会との連絡・連絡窓口

